

# 『定家卿筆道』 伝本考 付校本

総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本文学研究専攻 福原 真子

## 要 旨

「定家様」と称される藤原定家（一一六一—一二四一）による印象的で個性的な文字造形は、中世期においては定家の子孫や一部の門弟達によって継承されたが、桃山時代から江戸時代にかけてその枠組みをこえて広く享受されるようになる。この「定家様」を記すための書法について記された唯一の古典籍が、『定家卿筆道』『定家卿筆諫口訣』などと称される一連の写本（以下この作品の総称としては『定家卿筆道』と称す）であるが、定家に仮託した偽書であるとする理解から、詳細な研究は行われてこなかった。しかし、秘本とされながらも江戸時代に写本が繰り返し行われていることから、この時代の定家様受容解明にあたり重要な伝書であると言える。

そこで本稿では、『定家卿筆道』の伝本を調査し、その整理と伝播の実態解明を試みる。最初に校本（本稿末尾に付属）を作成しつつ伝本間の相違を比較検討し、構成面における差異を基準として、『定家卿筆道』の系統とその性質、各伝本の成立背景を明らかにする。

伝本は大別して3系統に分類できる。まず、最も原本に近いと考えられるのがⅠ系統である。構成においては共通性が高く、巻末に筆致を学ぶための手本と思われる「いろは歌」等を付随する。小堀遠州の本奥書を備え、概ね定家様で書かれているという特徴を持つ。Ⅱ系統は次いで定家仮託偽書としての体裁が整えられた系統である。名称が『定家卿筆諫口訣』となり、冷泉為相の偽奥書を加えることで、為相が定家から口伝を受けたように体裁が整えられる。手本である「いろは歌」に代わり、文字構成に関する本文が追加され、より理論的な性質が強まる。大半が江戸後期の和学者間による書写となる。そしてⅢ系統は、Ⅰ・Ⅱ系統とは異なる部分を持ち、後代に改変された伝本群と考えられ、松花堂昭乗（一五八二—一六三九）あるいはその門流に関係するのではないかと思われる。

調査結果からは、『定家卿筆道』は小堀遠州（一五七九—一六四七）より時代が遡るものが見当たらない。Ⅰ・Ⅲ系統には共通して、小堀遠州等の茶道に関わる人物による伝領が記されており、この書自体が遠州周辺のコミュニティーから生じ、定家様の書記法の理解がある人々の間で伝来するテキストであった蓋然性が高い。

Ⅱ系統は、江戸後期の和学者間で写本が頻繁に行われていた事実を示す。定家様の書き手に伝わっていたものが、江戸後期の有職故実への関心の高まりと関連資料の調査検討の流行に伴い、和学者へと伝えられていったものと考えられる。伝本成立期には、定家様を書くための実用書であったものが、実際に書記しない人々へと流れたことで、実用書としての側面は薄れ、論書として享受されるようになった。それにつれて挿図も意が汲み難い描写で享受されるようになり、結果的に『定家卿筆道』が不可解な人木道書とされるに至った。

『定家卿筆道』一連の伝本は、『統群書類従』に所収された和学者による伝本が先行して紹介されたことで見え難くなっていたが、その実態は定家様を用いた遠州流茶道の人々を中心とした実用書であった。そして、今回の伝本調査からは、江戸時代における定家様の流行とその傾向の一端を理解することができる。

キーワード：定家様 藤原定家 定家卿筆道 定家卿筆諫口訣 入木道書 書道 小堀遠州 茶道 和学者

# A Study on the Manuscripts of *Teikakyo-Hitsudo*: With a Book of Comparison

FUKUHARA Masako

Department of Japanese Literature,  
School of Cultural and Social Studies,  
The Graduate University for Advanced Studies, SOKENDAI

## Summary

The impressive and unique character writing style of Fujiwara Teika (1162–1241), known as Teika-style, was adopted by his descendants and some of his students during the medieval period, but the style was appreciated beyond its framework during the Momoyama and Edo periods. The only classical manuscripts that describe the Teika-style calligraphy are a series of manuscripts called *Teikakyo-hitsudo* and *Teikakyo-hikkankuketsu* (collectively referred to as “*Teikakyo-hitsudo*”). These manuscripts, however, have not been studied in detail due to the understanding that they are forgeries written under the pseudonym Fujiwara Teika. The manuscripts, while they were considered to be secret copies, were repeatedly copied during the Edo period. Therefore, they are important sources for understanding the process how the Teika-style was accepted during this period.

In this paper, the authors research the manuscripts of the *Teikakyo-hitsudo*, organize them and clarify the actual situation how they spread. First, we compare and contrast the differences between the manuscripts and clarify the lineage and nature of the *Teikakyo-hitsudo* and the background to the formation of each manuscript based on differences in composition.

The manuscripts can be broadly classified into three lines. First, is Lineage I, which is considered to be closest to the original text. Lineage I has a high degree of commonality with the original text in composition, and is accompanied by Iroha-uta at the end, which is considered a model for learning brush strokes. It is also characterized by the fact that it has a postscript by Kobori Enshu and is generally written in Teika-style. *Teikakyo-hikkankuketsu* is Lineage II, a secondary lineage, which is styled as a forgery entrusted to Teika and with an added fake postscript by Reizei Tamesuke. This manuscript was prepared as if Tamesuke had received the oral tradition from Teika. In place of the Iroha-uta included in Lineage I, text on character composition is added and the text is characterized by a more theoretical nature. The majority of the texts were copied by scholars of Japanese literature in the latter half of the Edo period. Lineage III differs from Lineages I and II in many aspects and is considered to be a group of manuscripts altered in later periods, and may be related to Shokado Shoji (1582–1639) or his disciples.

The survey results indicate that the *Teikakyo-hitsudo* does not appear to date any further back than Kobori Enshu (1579–1647). Both Lineages I and III contain descriptions in common: the manuscripts were handed down by persons involved with tea ceremony such as Kobori Enshu. It is, therefore, highly probable that the manuscripts were prepared in the community around Enshu and were passed down among those who had an understanding of Teika-style’s scribal method.

Lineage II indicates that manuscripts were frequently copied by scholars of Japanese literature in the late Edo period. The authors believe that the style which Teika-style scribes acquired was then passed on to the scholars of Japanese literature as a result of the growing interest in aristocratic traditions and the prevalence of research and examination of related materials in the late Edo period. During the period of the establishment of manuscripts, the *Teikakyo-hikkankuketsu* was a practical book for writing in Teika-style, but as it was passed on to people who did not actually scribe, its practical aspect faded and the manuscript became more recognized as a treatise. As a result, the *Teikakyo-hitsudo* was regarded as an incomprehensible book on the secrets of calligraphy.

The series of *Teikakyo-hitsudo* became less visible because of *Zokugunshyoruijyu*, which scholars of Japanese literature had introduced before the *Teikakyo-hitsudo*. The *Teikakyo-hitsudo*, as a matter of fact, was a practical book mainly for Enshu-style tea ceremony practitioners who used the Teika-style. The survey results of the manuscripts help elucidate the popularity of the Teika-style and its trend during the Edo period.

**Key words:** Teika-style, Fujiwara Teika, *Teikakyo-hitsudo*, *Teikakyo-hikkankuketsu*, books on secrets of calligraphy, calligraphy, Kobori Enshu, tea ceremony, scholar of Japanese literature

はじめに

一 先行研究と課題

二 『定家卿筆道』の系統分類

三 系統分類からの考察

おわりに

## はじめに

平安末期から鎌倉初期にかけて活躍した歌人・藤原定家（一一六二—一二四一）による功績は、現在に至るまで日本文化に多大な影響を与えてきた。古典の写本や日記『明月記』など、定家自筆により残された膨大な書物によるところも大きい。

これら書物の多くは、特有の印象的で個性的な文字によって記されている。こうした定家の特徴的な文字造形の系統は、「定家様」と称されている<sup>(1)</sup>。一九八七年に五島美術館で特別展「定家様」が開催されたことで、同館の学芸員であった名児耶明氏を中心に多くの研究成果が示され、定家様の特徴、年代による差、近世における受容、定家右筆による書写の存在など様々な事柄が明らかにされた<sup>(2)</sup>。

本稿で取り上げるのは、そうした定家様を記すための書法について書かれた『定家卿筆道』<sup>(3)</sup>、『定家卿筆諫口訣』<sup>(4)</sup>などと称される一連の写本（以下、この書物の総称としては『定家卿筆道』と称す<sup>(5)</sup>）である。本書は定家に仮託した偽書であるとする理解から、内容への言及を初めとする詳細な研究は行われてはいない。しかし、定家様をよくした小堀遠州（一五七九—一六四七）<sup>(6)</sup>がその成立に関わるようであり、近世期において広く享受された定家様とその歴史の理解においては重要な書論といえる。定家様の書法に関する書論は現時点では他に見当たらないことから、これら一連の伝本に関する整理と内容の精査は必須であると考えられる。

本稿では、『定家卿筆道』の伝本を調査し、その整理と伝播の実態解明についての考察を試みる。最初に校本<sup>(7)</sup>を作成した上で伝本間の相違を逐一比較検討し、記される項目の出入りと本文異同などの差異を基準として、あらためて『定家卿筆道』の系統とその本文の特質について考える。次いで、こうした本文の変化が生じた背景について考察を行うことで、『定家卿筆道』の実態解明へと迫りたい。まずはこの伝本を明らかにしていくことが、近世期における定家様受容の実態、ひいては日本文化における定家様の意義を見出すことへの起点となると考える。

## 一 先行研究と課題

『定家卿筆道』の代表的な伝本の一つである東京国立博物館蔵・小堀遠州筆『定家卿筆道』（以下、東博本と称す）は、定家様研究の大きな指針となった五島美術館の特別展「定家様」にも展示され、以下のよう<sup>(8)</sup>に紹介されている<sup>(9)</sup>。

藤原定家の筆道を説く一卷。しかし、これも定家崇拜の中で生まれ  
た偽書。おそらくこれを書写した遠州（一五七九—一六四七）の時  
代につくられた。定家様に関する当時の考え方を知る好資料。

この書物に関しては、春名好重氏<sup>(6)</sup>、小松茂美氏<sup>(7)</sup>、宮崎肇氏<sup>(8)</sup>によってその概略が示されており、また、小松によって現存伝本の調査・分類も行われている。

春名は、『統群書類従』に収められる『定家卿筆諫口訣』（以下、群書類従本と称す）を直接の対象として論じている。巻尾に定家の孫にあたる藤原為相による相伝奥書が付されることに注目し、為相の誕生が定家没後であることから、これを偽奥書と結論づけた。従って記される内容も定家から受けた口伝ではなく、後代の偽作であるとし、著述内容や文

体から判断して、室町時代頃の成立であろうとしている。また、著述は用筆の説明に偏重しており、その説明は独特であると述べた上で、「筆の取やう」「筆づかひ」「紙あたり」と項目立てされる箇所を取り上げて、「このような説明だけでは定家流は書けない。この本の説明と定家流とは関係がないように思われる」<sup>9)</sup>と評価している。

小松は、群書類従本に加えて、東博本と小松蔵・小堀遠州筆『定家卿筆道』(以下、小松本と称す)を紹介し、伝本間に相違のあることを述べ、本書の成立と享受に関わる基礎的な事柄についての検討を進めている。群書類従本については、先に記した春名と同じく奥書の矛盾を指摘し、定家の口伝ではなく成立時期も室町時代以降であろうとする。また、冷泉為相による奥書に続けて、橋本経亮、飛鳥井雅庸の識語を記す伝本も伝わるが、飛鳥井雅庸の識語もその文体の特徴から偽作であると判断している。東博本と小松本については、両書が類似する内容を伝えることを確認し、小松本を翻刻する。従来知られた群書類従本と、東博本・小松本の間には内容に差異があること、伝本はおよそ二系統に分れることを指摘し、東博本・小松本を含む八本の伝本を「I系統本」、群書類従本を含む六本の伝本を「II系統本」として伝本を整理している<sup>10)</sup>。

宮崎は東博本の翻刻を示して、先の二者と同様に「定家が自らの書について述べたこのような筆録は存在しない」ことを指摘し、その根拠として「定家の関心は文字の美醜とは別のところにあった」という著述内容に踏み込んだ見解を示している<sup>11)</sup>。

以上の検討の他に、本書を伝領した松平治郷(不昧、一七五一—一八一八)の伝記研究<sup>12)</sup>の中で「小堀遠州の書帖」の項に、不昧の習字帖とされた東博本が翻刻されており、秘本であるゆえ、堀弘伯なる人物が特許を得て書写した旨が記される。

これら先行研究は、著述内容の概略を紹介するに留まり、本書の成立と伝播の実態解明、著述内容の理解と書論史への位置付けなど、検討の余地

を多く残している。まず、伝本の系統分類については、小松により大凡二系統に分けられてはいるが、各伝本の差異が明示されず、それぞれの系統の特質の把握にも至ってはいない。伝来の経緯を考慮しつつ、著述内容の差異が生じた背景やその目的等についても明らかにされるべきであろう。

次に、著述内容については、小松と宮崎により、早い時期に作成された写本が翻刻されてはいるものの、著述内容の詳細な分析はされていない。また、翻刻においては両者ともに底本に記されている図を省略しているが、これらは筆法に関わる指示を図で示したものと考えられ、論述部分と併せて検討されるべきであると考える。

さらに、本書の伝える内容の評価については、先にも示したように春名によって「この本の説明と定家流とは関係がない」とされているが、これも具体的な理由は示されておらず、いささか早計であるように感じられる。これら著述内容の検証に関しては、別稿で述べることとしたい。そして、伝本の識語等に名の挙がる人物と定家様の書写との関わりについても、再考が必要である。冷泉為相(一二六三—一三二八)による奥書は、権威付けのために付されたものであろうことは先行研究に指摘されているとおりであるが、識語等名が確認される飛鳥井雅庸(一五六九—一六一五)、橋本経亮(一七五九—一八〇五)、持明院基敦(一七七六—一八〇七)、岡本保考(一七九七—一八七八)といった、本書を書写し広めた人々の関心や興味が奈辺にあったのかといった事についても、本書の史的評価を考える上では改めて検討する必要がある。

また一方で、東博本や小松本の書写者とされる小堀遠州や、東博本の旧蔵者である松平不昧のように、実際に定家様を書いた人々の間で本書が享受されている。宮崎論によれば、定家の関心は文字の美醜とは別のところにあったゆえに、定家自らの書について述べた筆録は存在しない。従って「定家様を能くしたことで著名な小堀遠州政一が定家様の書について述べた書論」とある。遠州や不昧と本書との関わりを考察していく



ことは、近世における定家様の受容を考える上でも重要と思われる。  
このように『定家卿筆道』に関する研究は、検討の余地を多く残しているが、まず本稿では、『定家卿筆道』諸本の系統分類から取り組みたい。次いで、各系統における性質と系統内諸本の関係、さらに各伝本の特徴と成立背景へと進みたい。

## 二 『定家卿筆道』の系統分類

### (一) 諸本の分類

現存伝本については、小松の先行研究<sup>(13)</sup>によって、十五本の伝本が確認され、二系統に分類されているが、その基準は、外題の差異と本文末尾の「とまりははぬるとおさむるの二なるへし」の後に続く文章(付加項目)の相違によるものであり、内容については十分な検討が行われているとは言い難い。

この入木道書を理解し、近世における定家様受容の一端を明らかにするためには、本文内容の吟味と項目の出入り等の構成を再検討し、あらためて諸本を系統立てることが必要である。

本章では、現時点で調査した伝本<sup>(14)</sup>について述べ、その内容の異同を示して系統の分類を行う。本文末尾に、作成した校本を付した。この検討結果を適宜参照しつつ、系統立てを再度行いたい。

後に示した諸本の構成と異同を基準として、『定家卿筆道』の伝本を改めて分類すれば以下のようになる。

### I 系統

- ① 東京国立博物館蔵『定家卿筆道之写』(B-1263) 折本一帖【東博本】

- ② 益田孝蔵『宗甫公筆道之一軸』卷子本一卷【益田本】

- ③ 小松茂美蔵『定家卿筆道』卷子一卷【小松本】

- ④ 個人蔵『宗甫公筆道之一軸』卷子本一卷【個人蔵本A】

- ⑤ 宮内庁書陵部蔵『定家卿筆道』(458・1) 袋綴一冊【宮内庁本A】

- ⑥ 東京大学史料編纂所蔵『定家卿筆道』(溝口家史料16) 袋綴一冊【東大本】

### II 系統①

- ⑦ 京都府歴史彩館蔵『定家卿筆諫口訣』(特832・2) 袋綴一冊【歴史彩館本】

- ⑧ 国文学研究資料館蔵『定家卿筆諫口訣』(15-773-1) 袋綴一冊【国文研本B】

### II 系統②

- ⑨ 慶應義塾大学蔵『定家卿筆諫口訣』(入25・460) 袋綴一冊【慶應本】

- ⑩ 国文学研究資料館蔵『定家卿筆諫口訣』(15-773-2) 袋綴一冊【国文研本A】

- ⑪ 宮内庁書陵部蔵『定家卿筆諫口訣』(453・2) 袋綴一冊【宮内庁本B】

- ⑫ ノートルダム清心女子大学蔵『定家卿筆道口訣』(黒1F5) 袋綴一冊【清心大本】

### III 系統

- ⑬ 名古屋市蓬左文庫蔵『筆道之書』(162-13) 卷子本一卷【蓬左本A】

- ⑭ 名古屋市蓬左文庫蔵『定家卿筆道』(141-46) 袋綴一冊【蓬左本B】

- ⑮ 個人蔵『松花堂秘傳』卷子本一卷【個人蔵本B】

### (二) 分類の基準と特徴

項目に沿って調査をした結果を一覧表にして示せば次の様になる。

構成における比較表

	外題名称	形態	行数	定家様	巻末付 加項目	いろは 歌	岡本 跋文	奥書・識語											分類	
								冷泉 為相	冷泉 為綱	小堀 遠州	持明院 基敦	飛鳥井 雅庸	岡本 保考	橋本 経亮	森尹祥	藤堂 高昶	書写 奥書	新	小松	
東博本	定家卿筆道之写	折	一	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×		I	I	
益田本	宗甫公筆道之一軸	巻	一	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	万治3 年	I	一	
小松本	定家卿筆道	巻	一	○	×	○※	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×		I	I	
個人蔵本A	宗甫公筆道之一軸	巻	一	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×		I	一	
宮内庁本A	定家卿筆道	冊(合)	11	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	寛政11 年・津 村涼菴	I	I	
東大本	定家卿書法	冊	6	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	嘉永5 年・溝 口直諒	I	I	
国文研本B	定家卿筆諫口訣	冊	5	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×		II①	一	
歴彩館本	定家卿筆諫口訣	冊	6	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×		II①	II	
慶應本	定家卿筆諫口訣	冊	6	×	○	×	○(貼)	○	×	×	×	○	×	○	×	×		II②	一	
国文研本A	定家卿筆諫口訣	冊	6	×	○	×	○(+)	○	×	×	○	○	○	○(2)	×	×		II②	一	
宮内庁本B	定家卿筆諫口訣	冊(合)	6	×	○	×	○	○	×	×	×	○	×	○	×	×		II②	II	
清心大本	定家卿筆道口訣	冊(合)	6	×	○	×	○	○	×	×	×	○	×	○※	×	×		II②	II	
蓬左本A	筆道之書	巻	一	○	○※	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	松花堂 昭乗	III	I	
蓬左本B	定家卿筆道	冊	7	×	○※	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×		III	I	
個人蔵本B	松花堂秘傳	巻	一	×	○※	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	松花堂 昭乗	III	一	

伝本分類の基準は以下の項目による。

外題

小松がすでに指摘する通り、『定家卿筆道』に類するものと、『定家卿筆諫口訣』とされるものの二種類に大きく分けられる。具体的には、『定家卿筆道』とされる伝本が四点、『定家卿筆諫口訣』が五点、『宗甫公筆道』が二点、『定家卿書法』『定家卿筆道口訣』『筆道之書』『松花堂秘傳』が各一点となる。『国書総目録』において、『定家卿筆道』『定家卿筆諫口訣』『定家筆道』『定家卿書法』は個別に立項されているが、同一書と目される。『定家卿筆諫口訣』と称されるグループには、先行研究のとおり、本文末尾に岡本保考による跋文が続くという特徴が概ね見られる。

形態

冊子本が九冊と大多数を占め、卷子本五巻、折本一帖となる。ただし、折本は卷子本から仕立て直されることもあり、その逆もあり得る。また、(合)としたのは、合写・合綴された書物の中の一部であることを示す。

行数

折本と卷子本を除いた冊子本について、全ての伝本に記載がある序文と本文箇所を示した。毎半葉六行書が六点、毎半葉五行・七行・一一行書が各一点である。

他の作品を合写する宮内庁本Aは、一律に行数を統一しているために毎半葉一一行と行数が多くなっているが、それ以外では毎半葉六行前後と比較的行間を広く取って書写されている。文字の幅と、ほぼ同じ幅の行間をとっていることから、校異や注などを書き入れるため余白をとって書写された可能性が高い。

## 書風（定家様）

定家様の書風で書かれたものに「○」を付した。一五・中六・点が定家様で書かれている。伝書が伝えようとする書風で書写される例は他の入木道書には管見のかぎり認められず、論述部分において伝えようとする内容を具体的に示していると考えられる。

## 卷末付加項目

卷末に「つゝくる所」と「文字の位」の二項目を追加する伝本があり、その有無について示した。記され無いものに「×」、記されるものに「○」「○※」を付した。

「○※」と記した蓬左本A・Bと個人蔵本Bは、三点とも「つゝくる所」の項目が「打立」と「とまりは」の項目間に挿入されており、順序が他本とは異なる。さらに、「文字の位」の項目は立項されずに、「ある人が言うこと」と付記して末尾に加えられている。記される内容はほぼ同じではあるものの、順序や記載方法が他とは異なるため「○※」として示した。

## いろは歌

末尾に「書国師生道延久長鳥馬身我作先」と記された後、いろは歌が平仮名<sup>(15)</sup>と変体仮名で記され、さらに「一…十百千万億」と漢数字が続くものに「○」を付した。

先に記した「卷末追加項目」と同じく、系統を考える上での重要事項である。「卷末付加項目」が追加された伝本にはすべて「いろは歌」が付されていない。先行研究では、「卷末付加項目」が無いものは、「いろは歌」が有るとされるが、東大本と国文研本Bについては当てはまらない。

「○※」と記した小松本は、小松茂美「定家の尊重と定家様」<sup>(16)</sup>の

記載から、いろは歌等も記されていると考えられるが、未見のため「○※」として示した。

## 岡本保考による跋文

岡本保考による漢字片仮名交じりの跋文が卷末にあるものには「○」を付した。約二頁にわたり書かれており、本文とは異なり行間は狭く、一頁あたり十行程で書かれている。

国文研本Aでは、加えてこの文章末尾に他の諸本にはない三行が加えられているため（+）とした。また慶應本ではこの文章のみが他の紙に書かれ貼られているため（貼）とした。岡本保考による跋文に関しては、後に考察を行う。

## 奥書・識語

諸伝本には書写を伝える本奥書が三種類見え、それぞれに該当するものに「○」を付した。冷泉為相（一二六三—一三二八）の本奥書を記す伝本が八点、小堀遠州（一五七九—一六四七）が五点、冷泉為綱（一六六四—一七二二）が一点である。冷泉為相の本奥書はⅡ系統を中心に多くの伝本に記されるが、藤原定家（一一六二—一二四一）が没するまでには為相は誕生しておらず、内容が合わないため偽書であるとされる所以である。小堀遠州については、遠州筆とされる伝本であっても外帙・箱書のみ記載であるため、本稿では書写奥書ではなく本奥書とする。

五点には書写奥書があり、うち三点には万治三（一六六〇）年・寛政一（一七九九）年・嘉永五（一八五二）年の年紀も記されている。四点には書写者の記名があり、松花堂昭乗（一五八二—一六三九）が二点、津村涼菴（一七三六—一八〇六）・溝口直諒（一七九九—一八五八）が各一点となる。ただし、個人蔵本Bは装訂等から書写年代は新しいものと思われる、松花堂昭乗の書写奥書は本奥書であると思われる。

伝領を伝える識語には六種が見え、それぞれ該当するものに「○」を付した。飛鳥井雅庸（一五六九—一六一五）・橋本経亮（一七五九—一八〇五）が各四点、持明院基敦（一七七六—一八〇七）・岡本保考（一七九七—一八七八）・森尹祥（一七四〇—一七九八）・藤堂高栴（一七九一—一八五二）が各一点となる。

識語に名があがる人物のうち、飛鳥井雅庸以外は、ほぼ同時期の人物であり、『定家卿筆道』が近世後期に急速に書写されたことを伝えている。橋本経亮の識語項目で、国文研本Aに「(2)」と記したのは、二か所に奥書があることを示す。清心大本に「○※」と記したのは、他伝本に橋本の奥書として記した文章と同じものがあるにも関わらず、「経亮」の名の部分が空欄となっているためである。そして、橋本の識語の有無は、飛鳥井雅庸の識語の前に記される岡本保考による跋文の有無と連動する。

分類

後の論考の都合上、再考したのも既に表には記載した。「新」が再考した後の系統、「小松」が小松論考にて分類された系統を示している。

(三) 項目の配列

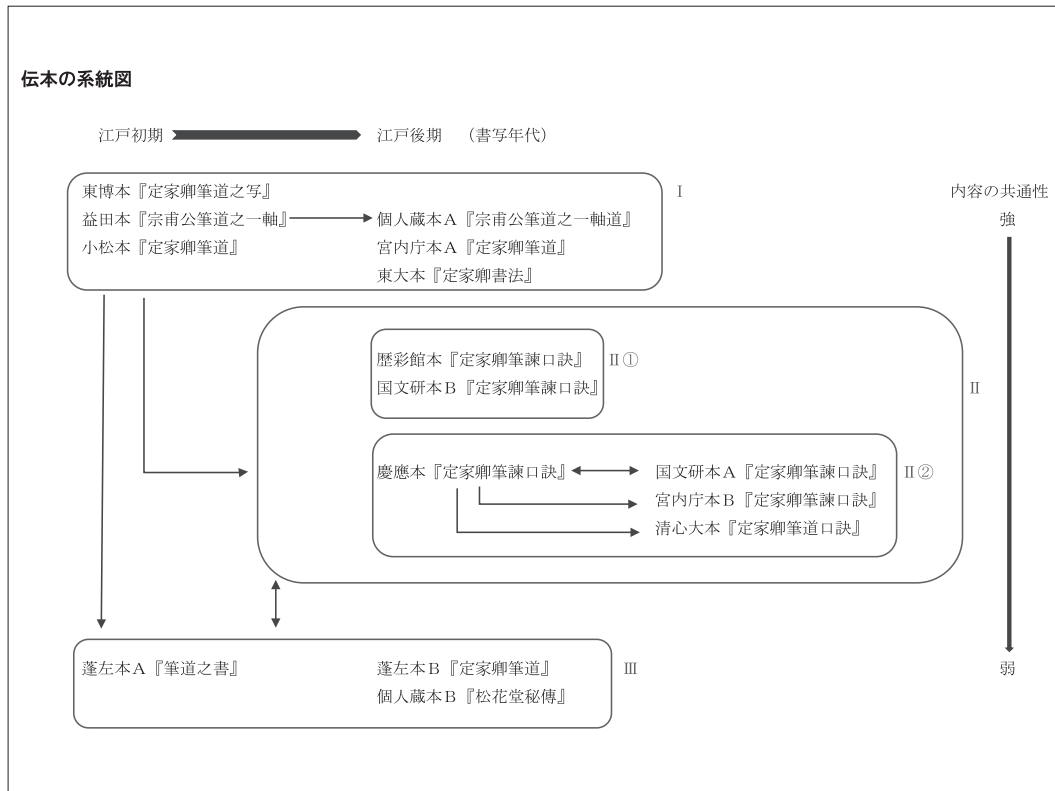
各伝本に記載される項目の配列一覧を次の表に示す。『定家卿筆道』は序文と計九項目（1. 筆取様、2. 筆つかひ、3. かみあたり、4. 結所、5. 挽所、6. 点を打、7. 折所、8. 打立、9. とまりは）が全ての伝本に記載される。加えて、「巻末付加項目」（10. つゝくる所、11. 文字の位）と、「いろは歌」が伝本により異なって記載される。各伝本に記載される項目を、表の左から記載順に示す。数字は各項目を表す。

分類	項目	記載項目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
東博本	I	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	いろは歌	—
益田本	I	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	いろは歌	—
小松本	I	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	いろは歌	—
個人蔵本A	I	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	いろは歌	—
宮内庁本A	I	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	いろは歌	—
東大本	I	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	—	—
国文研本B	II①	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	—	—
歴彩館本	II①	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
慶應本	II②	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
国文研本A	II②	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
宮内庁本B	II②	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
清心大本	II②	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
蓬左本A	III	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	10	9	11
蓬左本B	III	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	10	9	11
個人蔵本B	III	序文	1	2	3	4	5	6	7	8	10	9	11



### 三 系統分類からの考察

先に示した検討結果より、諸本の関係については、次の系統図のように考えることができる。各伝本の書誌と特徴、各系統における性質と系統内諸本の関係、成立背景へと考察を進めたい。



#### (一) 一系統

東博本

東京国立博物館蔵 小堀遠州筆『定家卿筆道』(B-1263)

〔江戸初期〕写 一帖

折本。「国立博物館所蔵品統合検索システム ColBase」

(<https://colbase.nich.go.jp>) 及び宮崎肇「東京国立博物館所蔵『定家筆道』の紹介」<sup>(17)</sup>による。茶地梅花鳥文表紙。外帙題箋「定家卿筆道之写宗甫真筆」。内題なし。松平不昧旧蔵。松平直亮寄贈。

小堀遠州(一五七九—一六四七)筆とされており、書写年代が早い。他本に認められる書き入れ注記を、序文冒頭の能書名称の箇所以外記さない。遠州の書写奥書以外の奥書・識語が全く記されなかったため、それ以前の伝領は知られないが、現時点で最も原態に近いと考えてよからう。



図1 【東博本】

「国立博物館所蔵品統合検索システム ColBase」による  
(<https://colbase.nich.go.jp>)



益田本

益田孝蔵『宗甫公筆道』

江戸初期写 一軸

卷子。益田孝・高橋義雄編『遠州蔵帳図鑑・下篇』<sup>18)</sup>による。縦二四・二×全長二二〇・六cm。箱書「宗甫公筆道之一軸」。万治三(一六六〇)年写。識語・奥書は巻尾に以下の記載あり。

此筆道難秘傳依懇望

幾分是非其意趣已

同書寫畢寔之不叶字

相人之嘲哂所芳仁

他見有間敷者也

万治三子中春

東博本と全ての構成・文章において一致する。字配りも同じであることから、東博本もしくは同じ原本を忠実に書写したものである。万治三(一六六〇)年の奥書から、成立年代も調査した範囲では東博本に次いで早い。

益田孝・高橋義雄編『遠州蔵帳図鑑・下篇』の記載から、益田孝旧蔵品とされる。原本は現在所在不明であるため、本稿での調査も当記載によった。益田孝(一八四八―一九三八)は、近代日本の実業家で三井財閥の重鎮である。茶人「鈍翁」としても名を残し、数寄者として知られる。当伝本も蒐集品の一つであったようで、定家様受容と茶の湯との関わりを示す伝本とも言える。

小松本

小松茂美蔵『定家卿筆道』

〔江戸初期〕写 一軸

卷子。小松茂美「定家の尊重と定家様」『日本書流全史(上)』<sup>19)</sup>に

よる。茶地万字崩文緞子巻出。見返、金銀箔散。箱書「定家卿筆道」。

小松<sup>20)</sup>によれば、本文・箱書共に小堀遠州筆であり、本文は定家様で記される。東博本と比較すると構成は一致し、文章もほぼ一致する。東博本に非常に近い伝本であると思われる。

そして小松の見解では、巻出に使用されている茶地万字崩文緞子は「俗に茶人たちの間に遠州緞子と呼ばれるもの」とされる。ここでの装訂からも、茶人間での定家様受容が窺われる。

個人蔵本 A

個人蔵『宗甫公筆道』

〔江戸後期〜近代初期〕写 一軸

卷子。紺地鉄線唐草織文巻出(縦二八・〇×全長二四四・七cm)。外題金色題箋「宗甫公筆道之一軸」。見返、金切箔散。本文料紙、鳥の子紙。

東博本・益田本と全ての構成・文章において一致する。両伝本と比較すると、益田本とは字配りに加え、字形も全く同一であることから、益田本の転写本であることがわかる。さらに、拡大画像を使用し調査した結果、「かみあたり」から「とまりは」の項を除く大部分は、文字の輪郭を細い線で書いた後、中を墨で塗る「双鉤填墨」の技法で書かれていた。

宮内庁本 A

宮内庁書陵部蔵 津村正恭筆『定家卿筆道』(458・1)

江戸後期写 一冊

袋綴。国文学研究資料館「新日本古典籍総合目録データベース」

(<https://doi.org/10.20730/100019356>)による。縦二二・五×横一七・〇cm。外題打付書「定家卿筆道」。内題「定家卿筆道」。寛政一一(一七九九)年、津村正恭写。『片玉集前集卷五〇』所収。「沙門慶範勸進状」等九点と合写。識語・奥書は巻頭・巻尾に以下の記載あり。

(巻頭) 冷泉為綱卿真蹟寫

(巻尾) 右一書持明院殿門人森尹祥傳右衛門所藏借得之書寫為

寛政十一年九月廿四日 涼菴

識語・奥書は巻尾に以下の記載あり。

原本大有宗甫子真跡 翠濤臨書之

津村正恭(一七三六—一八〇六)編著の『片玉集』に合綴されている。このため毎半葉の行数は一行と多く、行間は狭い。これは合綴された他の書物と、行数を統一するためである。

津村は町人であるが、和学者・随筆家として知られる。『片玉集』に納められている他書と同じく、文献蒐集のための写本であった。よって、ここで示されている挿図は定家様の用筆で書かれることはなく、形のみを真似て写されており、本文も定家様ではない。しかし、構成・文章共に前記三点と同じであることから、同類であると考ええる。

そして「持明院殿門人森尹祥傳右衛門所藏借」の記載から、幕府の右筆で持明院流の主要人物である森尹祥(一七四〇—一七九八)所蔵本を借りて写している。加えて諸本のなかでは唯一「冷泉為綱卿真蹟寫」と巻頭に記される。冷泉為綱(一六六四—一七二二)は冷泉家第一三代で「はつきりと遺墨から定家様が認められる」<sup>(21)</sup>人物とされる。少なくとも当時、冷泉家には原態に近い伝本が存在しており、それを持明院流の森尹祥が所持していたと考えることができる。詳細は後述するが、持明院流の写本は、大師流との関係を併せて考察する必要がある。

東大本

東京大学史料編纂所蔵 溝口直諒筆『定家卿書法』(溝口家史料16)

江戸後期写 一冊

袋綴。東京大学史料編纂所提供の画像複製資料による。菊花文様表紙(縦二七・一×横一九・二cm)。表紙左肩題箋「定家卿書法 全 共二十四冊 十六」。内題「定家卿書法」。嘉永五(一八五二)年、溝口直諒写。

定家卿書法一卷者小堀遠江守政一宗甫子之眞筆而勢州一志郡久居城主藤堂家所蔵也佐渡守高栲退休改造酒正晚年剃髮號體翁吾同班而為茶友久之因借此一卷而自臨書寫于時文政十二年巳丑二月二十六日嘉永五年壬子六月二十二日再臨書之書成爲一冊焉視之雖不迫眞而亦非若画虎不成反類犬者成是以爲足法帖乎又不敢自贊尚視原本而可以知適其書法否也仰吾書学定家卿之法而又慕宗甫子之筆意故有所不一定而或小異于定家卿體或不以干宗甫子乎蓋所以未熟于其書學也見之人宣恕焉凡揮筆者所遺于後世也故不可妄傳于世間常警焉云爾以自跋

嘉永五年壬子六月下院

圓參退翁撰並書

大字 二百七

字紙 二枚

越後新発田藩主、溝口直諒(一七九九—一八五八)によって書写されたものである。溝口家資料は、直諒が隠居後に著述した書物を中心とするが、本書もその一つとされる。奥書には、伊勢久居藩の所蔵であった



ものを、茶の湯を介した友人である久居藩主・藤堂高栴（一七九一—一八五一）から借用し、文政一二（一八一五）年と嘉永五（一八五二）年に臨書した旨が記されている。このうち本書は嘉永五年の書写である。

久居藩であるが、藤堂高虎（一五五六—一六三〇）を初代とする藤堂家の支藩であり、久居藩主より宗家を相続する者も出している。初代高虎は、本書の識語にある小堀遠州を娘婿としており、縁戚関係であった。深谷信子氏<sup>(22)</sup>によれば、高虎と、遠州の妻の甥・嘉長は、遠州の茶会に客として参加している記載<sup>(23)</sup>も確認されている。よって久居藩主・藤堂高栴が遠州由来の伝本を所蔵していることに不思議はない。そして茶の湯を通しての交流から、溝口が借用した流れとなつたのであろう。

再度臨書をしている上に、予堂正富筆『定家卿書法序』として序が別冊として残されており、この伝書への愛着が窺える。本文も定家様で書かれており、当時の茶の湯における定家様受容を知り得る貴重な資料である。

### I系統における考察

現在までに確認できた『定家卿筆道』諸本のうち、原態に近いと考えるのが、I系統の六点である。特に東博本は、小堀遠州筆（松平不昧旧蔵）で、諸本のなかでは書写年代が早く近世初期であると考えられること、書き入れ注記が極めて少ないことから原態に最も近いと考える。I系統の六点中五点に遠州の識語があり、他の系統には見られない。現存伝本の調査範囲では、遠州を遡る来歴は認められず<sup>(24)</sup>、従来漠然と想定されてきたように、遠州周辺で成立したとみてよいように思われる。そして、これらのI系統に属する伝本をもとに、他系統の伝本へと展開していったものと考えられる。

I系統とした六点は、異なる点が殆ど無い。校異では、序文冒頭の書き入れ注記にある嵯峨天皇・弘法大師などの名称まで全て共通する。構

成においても共通性が高く、「巻末追加項目」が無く、「いろは歌」等が記される。この「いろは歌」に記される平仮名文字「な」のみが抜けているという点までもが一致する<sup>(25)</sup>。つまり、厳密に写された結果であり、直接的な繋がりが考えられる。

巻尾に定家様で記される「いろは歌」（「書國師生道・・・」「いろは歌」「漢数字」）は、一見すると『定家卿筆道』の伝える内容とは直接に関係しないように見えるが、これらは定家様で文字を書くための手本であると思われる。それは、個人蔵本Aに見られる双鉤墳墨の使用にも表れている。本文は書写者による定家様で書かれている箇所もあるが、巻尾の「いろは歌」等と文字の形（造形）を示した挿図は、全て双鉤墳墨で記されているからである。書き手は定家様習得者のため、「いろは歌」や挿図の手本としての重要性を認識しているのである。

こうした手習い見本のような部分を続けて記している点や、東博本は折本であるという形態、そして本文までもが定家様で記されていることからみて、『定家卿筆道』は一般的な入木道書というよりは、元来は定家様を実際に書写するための実践的な書き方を伝えるマニュアルと手本であったのではないかと考える。加えて、内容が具体的な書法に特化していることも、その理由として挙げられる。技巧的内容を文章化した入木道書は他にもあるが、『定家卿筆道』の文章に関しては、概念的な意義づけが見られないという特徴を持ち、用筆説明に徹している。文章は短く具体的で、文字の形（造形）を示した例も併記されている。しかし東大本のように、後世になるにつれ、本来は手本であったはずの「いろは歌」等の役割は希薄になり、落とされてしまったのではないかとと思われる。

そして、成立時には草稿的なマニュアル本であった可能性も考えられる。海野圭介氏<sup>(26)</sup>は近世初期の書物作成について、『古今和歌集聞書』『闕疑抄』が草稿本・中書本・清書本の段階を経て成立していることから「口頭伝達と書物との往還が書物作成の方法であった時代でもあり、

口頭で伝えられた知識を書写することと書物を作成することはある意味で同義でもあった」と捉えている。

同時代に成立した『定家卿筆道』も、遠州などの定家様習得者から口伝されたものをメモのように記したものであるとも取れる。具体的な内容を短文で表し、全く説明の無い挿図が添えられているのも、草稿であれば納得がいく。また、序文が全体の約三分の一を占めるといふアンバランスな構成や、序文が本文に比べ整然とした文章であることも、書物作成の途中段階ゆえではなからうか。そして、定家様の習得方法は、定家の自筆とされる筆跡を直接手本として学ぶという特徴を持つ。歌道や一般的な流派書道と異なり、師とされる人からの口頭伝達は見られない。口伝書が本来備えているはずの伝受奥書等は確認できず、伝受に関わる伝書として伝承された痕跡がない。本来であれば、師弟関係のなかで書物として成立していったであろうものが、草稿から発展することなく、草稿段階のものがそのまま書写されていったと考える。

また、合綴された書物である宮内庁本Aを除く五点が、定家様で書かれていることも特記すべきことである。伝書に記されている書法を、本文にまで用いた珍しい入木道書と言える。そして、個人蔵本Aのように双鉤墳墨の技法まで用いて、記された字形を再現しようとする姿勢も、やはり入木道書としては異例である。

しかし、双鉤墳墨による定家様の事例は、近世期には散見する。例えば笠嶋忠幸氏<sup>22)</sup>が指摘する「スキウツシ」と称された双鉤墳墨二例である。まず、歌人・中院通村（一五八八—一六五三）が、活動状況を書きとめた『中院通村日記』の元和九（一六二二）年二月六日の条に、加賀前田利常より定家筆の家集本を借覧し、「スキウツシ」で書写をしていること。そして、北畠親顕（一六〇三—一六三〇）筆「九条殿御集」には、一丁分だけ定家筆跡が「スキウツシ」で識語の次に貼り込まれていることである。この実例をもって「定家様筆跡そのものに傾けられた

関心が明らかである」と言及する。同じく、手間のかかる双鉤墳墨を用いている当伝本からも、定家様への強い関心が感じ取れる。

## （二） II系統

〔II系統①〕

国文研本B

国文学研究資料館蔵『定家卿筆諫口訣』（15—773—1）

〔江戸後期〕写 一冊

袋綴。国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」

<https://doi.org/10.20730/200023342> に公開。薄墨色水玉文様表紙（縦二六・八×横一九・〇cm）。左肩打付書「定家卿筆諫口訣 式部之内」、題箋形野線内題「定家卿筆諫口訣」。本文料紙、薄様。奥書・識語は巻尾に以下の記載あり。

右京極中納言入道筆諫之口訣

直彼卿之請口傳記之畢

藤原為相在判

II系統のなかでは、唯一I系統と同じく巻末付加項目がない。しかし、為相の偽奥書と外題名称、挿図の加筆は他のII系統に属する他伝本と同じである。

国文研本A・B共に、外題には「定家卿筆諫口訣 式部之内」と記され、同一の紙表紙と本文料紙を使用し、同時期に書写されたものであると考えられる。ただし異なる点が多い。構成における比較表に示した以外の相違点として、国文研本Bの内題は題箋形野線が引かれていることから、題箋が貼られていたものを写した可能性が高い。また、内題を含め異なる筆跡である。

歴彩館本

京都府歴彩館蔵『定家卿筆諫口訣』（特832 2）

〔江戸後期〕写 一冊

袋綴。京都府歴彩館提供の国文学研究資料館蔵マイクロフィルム（請求番号・三五一一九〇一九）による。刷毛目文様表紙（縦二九・三×横二一・五cm）。左肩打付書「定家卿筆諫口訣 全」。内題なし。奥書・識語は巻尾に以下の記載あり。

御京極中納言入道筆諫之口訣直彼卿之

請口傳記之畢

藤原為相在判

定家卿のいはく我筆道は一也二聖三賢の

あとをもしたはす両公四輩の風をもねかはす

為相の偽奥書と外題名称に加え、巻末付加項目もⅡ系統②の伝本と同様である。しかし、文章はⅡ系統のなかでは最もⅠ系統に近く、挿図についても、Ⅱ系統に属する他伝本はⅠ系統の挿図に加筆しているが、歴彩館本はⅠ系統と同一である。

〔Ⅱ系統②〕

慶應本

慶應義塾大学蔵 橋本経亮筆『定家卿筆諫口訣』（入25 460）

〔江戸後期〕写 一冊

袋綴。本文共紙表紙（縦二四・五×横一七・〇cm）。中央打付書「定家卿筆諫口訣」。内題なし。本文料紙、斐楮交漉紙。橋本経亮写。奥書・識語は巻尾に以下の記載あり。なお、三種の奥書・識語は①②③とし、

以降これで記す。本書は①上に②が重なり添付。

① 右京極中納言入道筆諫之口訣直彼卿之

請口傳記之畢

藤原為相在判

② 飛鳥井雅庸卿此記送

定家卿語ニ云凡筆道至極書内ニ皮肉骨

三体ヲアラハシ侍ルニ文略

野跡ハ骨 佐理ハ皮 権跡ハ肉

此三体ハ先骨ヲ以テ本体トスベキニヤ何是レニヤ

サシク愛アリトモツヨキ方ノナカランニハイミシカリトソ

覚ル人ノ身体ニモ骨コソ真ノ五体ヲタモチ其中

コニテハ侍レ略中此三人筆ニ長セリトイヘトモ右一体計

ニテ三体ヲ束テ書事ナカリキ爰ニ高大師

ノ御筆ヲ一ニ躰ヲ擬ヘルトハ申侍シ哥モ亦如此也

一撰<sup>後京極</sup>政モ歌ニハ柿本詩ニハ大原ト常被仰侍キ

高野大師ノ御筆ハ楽天人丸ノ作ノ如ク和漢

ノ筆ニ准メ唐様ニモ日本橋ニモ亦上代下世ニワ

タリテアソハサレタリトミュサレハ嵯峨天皇モ唯

筆ニハ大師ト勅定アリキトソ傳承ル誠ニナラヒ

ナキ事トそ覚へ侍る

③ 京極の君の口訣ある人の

もたるをかりてうつしたり

ひめおくへきよし傳へければ

みたりに人にみすへから

すこゝまこの末くもこれを  
をまもるへし 経亮

詳細は後述とするが、Ⅱ系統②に属する四点の中では最初に成立したものであり、他三点の写本の基となっている。「岡本保考による跋文」については、国文研本Aの写本後に貼られたものである。慶應本の経亮については明らかではないものの、書写者である橋本経亮（一七五九—一八〇五）による、膨大な数の書籍を書写し調査するという蒐集活動の一端と考える。橋本の蒐集活動は蒐集し書写するだけでなく、それを考証していることに特徴がある<sup>(28)</sup>。注の書き入れが多いことはそのためであり、行間の広さも、書き入れることを想定していたからであろう。

慶應本では、二種以上の伝本を参照し、相違点を書き入れている形跡があることから、既に文章や挿図の異なった伝本が存在していたことがわかる。参照した伝本のうち一冊は、蓬左本Aに類するものとなる。それは、Ⅰ系統にも見られず蓬左本Aのみに見られる挿図が、異本として加えられているからである。橋本の跋文に「京極の君の口訣ある人のもたるをかりてうつしたり。ひめ憶へきよし傳へければ、みたり人にみすへからす。こゝまこの末くもこれをまもるへし。」と記されるように秘本とされながらも、伝本を通覧すると繰り返し書写されていた現状が見えてくる。

さらに岡本保考（一七四九—一八一七）から送られてきた跋文を添付したことも、蒐集活動における考証と直結していると考ええる。橋本が蒐集したコレクション「香果遺珍」（慶應義塾図書館所蔵）には、関連資料の紙片が貼付された写本は多数見られる。当伝本に対する見解を示した岡本の跋文も、伝本の関連資料として残しておきたかった為と考ええる。糊付けされた部分には、三か所にわたり「経亮」の印が捺されており、参考文献として重要視している。川平<sup>(29)</sup>は、同時期の和学者・土肥経

平（一七〇七—一七八二）について「テキストの資料に対する極めて嚴格とも言える態度はおのずと判断の慎重さをもたらす」と述べているが、橋本の活動姿勢にも共通するように思われる。

#### 国文研本A

国文学研究資料館蔵 岡本保考筆「定家卿筆諫口訣」(15—773—2)  
〔江戸後期〕写 一冊

袋綴。国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」

(<https://doi.org/10.20730/200023343>)にて公開。薄墨色水玉文様表紙（縦二〇・六×横一八・九cm）。左肩打付書「定家卿筆諫口訣 式部之内 保考書」、内題「定家卿筆諫口訣」。本文料紙、薄様。岡本保考写。奥書・識語は巻尾に①②③を記す。ただし、①②間に「是迄者持明院基敦朝臣書蔵也」の一文あり。③末尾には以下の記載あり。④後に「右一冊者経亮書蔵写之」の一文あり。

先達定家ノ筆書弥後人ノ偽作ト被遊候如此大師

道風ヲホメラレタレ證文コレアルウヘハ無疑事ニ候

右傳書ノ中ヨリ見出候故要文ヲ写御めにかげ申也

保考

岡本保考（一七四九—一八一七）によって書写されたものであり、「保考書」の表題記載と跋文がある。そして奥書「経亮」後の一文「右一冊者経亮書蔵写之」から、橋本経亮による慶應本の写しであることが明らかである。一戸渉氏<sup>(30)</sup>によると、寛政後半から享和年間にかけて、橋本と岡本の接点を確認できる。そして、当伝本は田安德川家旧蔵の入木道書に含まれており、これらは松平定国が橋本・岡本らを通して蒐集していたことが鈴木淳氏<sup>(31)</sup>によって指摘されている。



ここに記される「飛鳥井雅庸卿被記送 定家卿語二云、凡筆道至極書内ニ皮肉骨三体ヲアラハシ侍ルニ(略)右傳書ノ中ヨリ見出候故要文ヲ写御めにかけ申也。保考」という岡本の跋文について考えてみたい。

冒頭にある飛鳥井雅庸(一五六九—一六一五)は、近世前期の公家、歌人である。書道にも精通し、藤木成定(一五五七—一六三五)より入木道伝授を受けている<sup>(32)</sup>。成定は近世期の大師流へと至る系図『弘法大師書流系図』に名がある人物である。そもそも『弘法大師書流系図』は、成定と同じく賀茂社祠官である藤木司直(一六八五—一七三八)によって作成され、岡本によって再編成されたものであると一戸<sup>(33)</sup>は指摘する。岡本は、書博士を継いだ大師流の中心的人物であり、『弘法大師書流系図』の末端に名がある。つまりこの文章にある飛鳥井雅庸と岡本保考は、「大師流」という流れで繋がっている。

内容は飛鳥井雅庸の記として『愚秘抄』の一部分を引用しながら述べており、最終的には弘法大師礼賛へと導く大師流が色濃く出た文章である。雅庸は大師流に関係する歌人であったため、その名が用いられたのではなからうか。『愚秘抄』は定家の仮託偽書とされる歌論書であり、当時、既に偽書であるか否かについての議論がされていた。このような背景のなか、岡本は『定家卿筆諫口訣』も偽作であると末尾三行で結論付けている。それゆえ慶應本の段階で、この三行は切り落とされることになるかと推測する。

### 宮内庁本B

宮内庁書陵部蔵『定家卿筆諫口訣』(453・2)

〔江戸後期〕写 一冊

袋綴。東京大学史料編纂所データベース(Mirador Viewer (u-tokyo.ac.jp))による。縦二六・五×横一九・〇cm。表紙中央題箋「定家卿筆諫口訣」、左肩題箋「続群書類従九百十四」。内題「定家卿筆諫口訣」。『続群書類

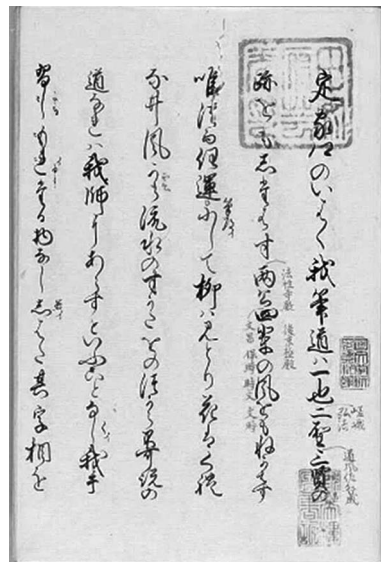
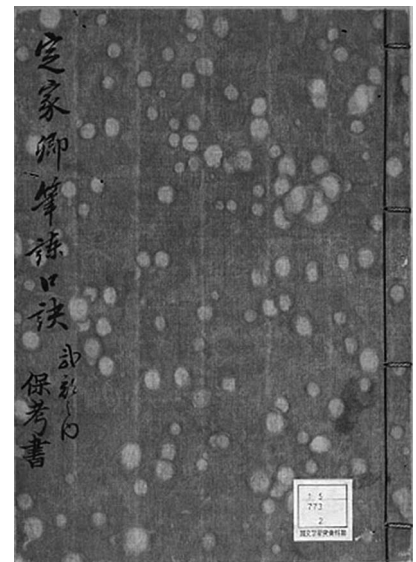


図2 【国文研本A】

国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」による  
(<https://doi.org/10.20730/200023343>)

従 雑部 卷九一四』所収本の底本。「烏羽玉霊抄」を合写。奥書・識語は巻尾に㊦㊧㊨を記す。ただし、㊩は㊨後に記される。

構成や校異の内容により、慶應本とすべて合致する。所収された『続群書類従』は、塙保己一(一七四六—一八二二)が企画し、没後はその弟子たちによって刊行された。橋本経亮と塙保己一は、同時期の和学者であり、関わり合いがあったことは一戸<sup>(34)</sup>により指摘されている。橋本の慶應本が塙へともたらされ、宮内庁本Bになったと考える。

その際、先述の慶應本と同様に、末尾三行がない「岡本保考による跋文」が伝本末尾に付けられた。「保考」の記載もないため、書写者による跋文であるかはわからない。結果的によくわからない文章が伝本の最後に付随する形に見える。これが『続群書類従』に所収されることで、後の『定家卿筆道』に関する見解に誤解を招くこととなる。

例えば、川平<sup>(35)</sup>は跋文にある「皮肉骨の三体」の記載から、「十体論の中に入木道に云う「皮肉骨の三体」論を導入」と述べている。また、小松<sup>(36)</sup>は、飛鳥井雅庸による定家の談話という形式であると跋文を捉え、さらなる偽書の裏付け要素としているのである。

一連の伝本のなかで、世に広く知られた伝本は『続群書類従』に所収された宮内庁本Bであることは間違いない。跋文に加え、この段階で挿図が曖昧になってしまっていることも、『定家卿筆道』が不可解なものとして扱われることとなった要因であると思われる。更には、名称が『定家卿筆諫口訣』へと変化し、為相の奥書が加えられることにより、意図的に作られた偽書であるという印象を強く与えることになった。

#### 清心大本

ノートルダム清心女子大学蔵『定家卿筆道口訣』(黒1F5)

〔江戸後期〕写 一冊

袋綴。国文学研究資料館「新日本古典籍総合目録データベース」

(<https://doi.org/10.20730/100188241>) による。縦二四・九×横一六・五cm。

表紙左肩題箋「定家卿筆道口訣」。内題「定家卿筆道口訣」。「ふでのまよひ」「万葉集東語栞」を合写。奥書・識語は巻尾に㊦㊧㊨を記す。ただし、㊩は㊨後に記す。㊪末尾の「経亮」は記されていない。㊫㊬周囲に線書きあり。

歌人・和学者であった黒川春村(一七九九—一八六六)から黒川家三代にわたる黒川家蔵書のうちの和歌関係を中心とする書籍で構成された

黒川文庫に収められている<sup>(37)</sup>。黒川と橋本経亮との関係は不明ではあるが、同時期の和学者であり、その交友関係を通して、橋本の慶應本が黒川へと書写され、清心大本になったと推測する。

構成・校異の調査より、慶應本と同一であることが認められるが、異なる事項として以下三点が挙げられる。まず、他のⅡ系統<sup>(2)</sup>と同様に橋本経亮の跋文は記載されているものの、文末にある「経亮」の記載だけが欠けている。これは単なる書き忘れではないと思われる。橋本の跋文に「秘めおくべきよし伝えければ、みたり人に見すべからず」とあることから、詳細は後述とするが、慶應本で橋本が借りた人物を明らかにしなかったことと同じく、黒川も橋本の名を伏せたのではなからうか。

そして「岡本保考による跋文」であるが、宮内庁本Aと同様に末尾三行がなく伝本末尾に付けられた際、線書きを加え、右側が糊付けされ貼られている状態を示している。厳密に情報を伝えようとする黒川の姿勢が表れている。

また、外題が「定家卿筆諫口訣」ではなく「定家卿筆道口訣」となっており、内題はⅠ系統の外題に見られるような「定家卿筆道」となっている点である。『定家卿筆諫口訣』は『定家卿筆道』とも称される一連の伝本であることが認識されていたと考えられる。黒川は他系統の伝本を見聞きしていた可能性が高く、やはり和学者間では『定家卿筆道』は広く認識される存在であったのだろう。

#### Ⅱ系統における考察

仮託偽書としての形に調えられたと考えられる伝本六点をⅡ系統とした。各伝本に付される名称も共通しており、『定家卿筆諫口訣』となる<sup>(38)</sup>。名称が「筆道」から「口訣」へと変わった意味は大きい。熊倉功夫氏<sup>(39)</sup>は、「口訣」とは秘伝書にみえる語であり、日本の芸道の歴史のなかで創造普及した言葉といわざるを得ないと述べる。つまり「定家に

よる書法の秘伝書『定家卿筆諫口訣』へと変化したのである。

Ⅱ系統への過程で、名称の変化と共に、生没年から定家の口伝を受けることは不可能である冷泉為相の偽奥書が加えられたと考える。あたかも為相が定家から口伝を受けた体裁となり、偽書と言われる所以となる。書写年代については、Ⅰ系統の宮内庁本・東大本と同時期であることが識語から判る。つまり書写年代の差異ではなく、正統性を加えたい書写者の意向と、そう意識しなくてはならない背景があり、加筆されたものである。

川平ひとし氏<sup>40</sup>は定家仮託偽書類として『定家卿筆諫口訣』を以下のように紹介している。

『定家卿筆諫口訣』は入木道の書（統群書類第九一四所収）。「定家のいはく」として、「我筆道は一也」云々と語る「定家」の口伝を載せる。「為相」の奥書を持つ。

「定家のいはく」と「為相」の組み合わせは、川平が定家仮託偽書類と位置づける典型的な組み合わせであり、Ⅱ系統の段階で、定家仮託偽書である体裁が調えられたのである。

また、「巻末付加項目」と挿図についても、同じくⅠ系統からⅡ系統への過程でつけ加えられている。項目の追加に関しては、それまでの内容では定家様を書く上で不十分であるため加えられたと、書学上の観点から考えることができる。書風を捉える際、用筆や点画の解釈に加え、文字の結構は重要な要素となる。つまり既存の内容は主に「筆の用い方」と「点画の書き方」であるため、「文字構成の仕方」が必要となる。そこで、「巻末付加項目」が加えられたと考える。挿図に関しても、短文の説明では理解し難く追加されたものと考えられる。

この段階で名称・奥書・構成・挿図という大きな変化が同時に起こっ

ている。それは経年によるものではなく、伝本利用の高まりが背景としてあり、書写者によって意図的に行われたと推測される。特にⅡ系統②では、定家様を実際に書写する必要のある書き手ではなく、定家様の習得を目的としない和学者間で継承されることが重なったため、理論の側面が注目される。これに伴い例示される図は曖昧なものとなり、短文で率直に記された内容が伝わり難いものとなることで、文意を補完するための注記が加えられ、内容理解が曖昧なまま加えられたと思われる注や改変が行われるようになる。

この「Ⅱ系統」に関しては、岡本保考による跋文の有無を基準とし、「Ⅱ系統①」「Ⅱ系統②」の二種に分類する。Ⅱ系統①は跋文が無く、Ⅰ系統に構成・校異がより近い。Ⅱ系統②は跋文があることで、相互関係が明確となったグループである。

Ⅱ系統②に属する四点は、校異による異同が全くなく、同文であることが明らかである。改行箇所も同じようになされ、全て毎半葉六行で書写されている。多数の注や挿図に至るまで同一になるように厳密な書写が行われていることから、これら四点は直接的な繋がりがあると考えられる。

また、異本を示す「イ」の記載が多数あり、追加された注・挿図が多いという特徴を持つ。よって二種以上の伝本を参照し成り立った一点を、他の三点が厳密に写したと考える。この過程については、漢字片仮名交じりで書かれた「岡本保考による跋文」から推察が可能であり、以下のようになる。

- ① 橋本経亮により慶應本が書写される。
- ② 国文研本Aの書写者・岡本保考は、慶應本を橋本経亮から借用し書写する。
- ③ 国文研本Aの末尾に、岡本が跋文を書く。
- ④ 岡本は跋文と同文を別紙に再度書き、慶應本の返却と共に、これを



橋本へと渡す。

⑤ 橋本は、慶應本の自身奥書の上に、右端のみ糊付けをして跋文を貼る。この時点で跋文末尾三行は切り取られる。

⑥ 橋本は、末尾三行の無い跋文が糊付けされた慶應本を、宮内庁本B・清心大本の書写者へ貸す。

⑦ 宮内庁本B・清心大本の書写者は、巻尾の橋本による奥書の後に、この跋文を記して書写をする。

まず、四点の伝本のうち最も先に書かれ、他の三点の基となったのは慶應本である。国文研本Aの岡本の奥書に、橋本所蔵のものを写した旨があることから、二伝本の関係は明らかである。

岡本は国文研本Aの書写の際、末尾に漢字片仮名交じりの跋文を記しており、自身の名も最後に記している。そして橋本に返却の際、同じ文章を別紙に書いて渡したと推測する。橋本はこれを慶應本の自身の奥書の上へ、右側のみ糊付けをして貼っている。つまり、この頁のみ二枚が重なった状態となる。右側の糊付け部分であるが、上中下の三か所に「経亮」の印が捺されており、橋本自身によって貼られたことを示す。

ここで注目すべき点は、岡本の跋文の末尾三行「先達定家ノ筆書弥後人ノ偽作ト被遊候。如此大師道風ヲホメラレタレ。證文コレアルウヘハ無疑事ニ候。右傳書ノ中ヨリ見出候故要文ヲ写御めにかけ申也。保考」が切り取られていることである。紙片左端に、次行右端部分の墨線の残存が確認できる。おそらく同じ文書が続いていたと想像される。この切り取られた文章の最後に「保考」と記されていたため、国文研本Aの同文章のみに、岡本の名が残ることとなった。切り取られた理由として、この三行に書かれている偽作とする旨が問題であったと思われる。

その後、糊付けされた慶應本は、宮内庁本Bと清心大本へと書写される。その際、宮内庁本B・清心大本共に、橋本の奥書の次に末尾三行のない岡本の跋文を記している。結果として、「岡本保考による跋文」は、

岡本の名を含む末尾三行がない状態で、伝本の最後に記された。このような形で『続群書類従』の底本である宮内庁本Bに書かれたことが、不可解なものとして『定家卿筆道』が扱われることとなった大きな要因と考える。また清心大本では、練書きを用いて、右側に糊付けされ貼られている状態を示そうとする意図が見られる。

この四伝本は、近世後期の和学者によるものという共通点を持つ。まず慶應本の橋本経亮（一七五九—一八〇五）と、国文研本Aの岡本保考（一七四九—一八一七）・宮内庁本Bの塙保己一（一七四六—一八二二）に交友関係が認められることは、一戸<sup>(4)</sup>による橋本経亮に関する先行研究において明らかとなっている。また、清心大本は黒川春村（一七九九—一八六六）から黒川家三代にわたる蔵書であり、橋本との関係は不明ではあるが、同じ和学者である。おそらくこの四点以外にも、同じように和学者間で書写されたものがあると推測する。例えば、東京芸術大学美術館所蔵『定家流筆道伝書』は全文が確認不可能なもの、確認可能な前半部から一連の伝本であることがわかり、やはり同時期の和学者である橋千蔭（一七三四—一八〇八）の書写による。当時の和学者間で、伝本が広く書写された形跡が見られることは確かである。

これら和学者たちによる伝本が多い理由として、近世中期に勃興した和学の隆盛が背景として考えられる。川平<sup>(5)</sup>は、和学者・野村尚房（一六四〇—一七二九）『歌書作者考』の定家卿仮託偽書に対する意識を次のように述べる。

作為性と「偽作」たること（偽作性）を明示するという指向とともに一方で、従来継承されてきたところの言説の価値を保存しようとする指向とが共存しているように見える

その上で、和学者・土肥経平（一七〇七—一七八二）も重なり合うと指



摘する。同時代の和学者である橋本経亮らが書写した意義も、同じころにあると思われる。

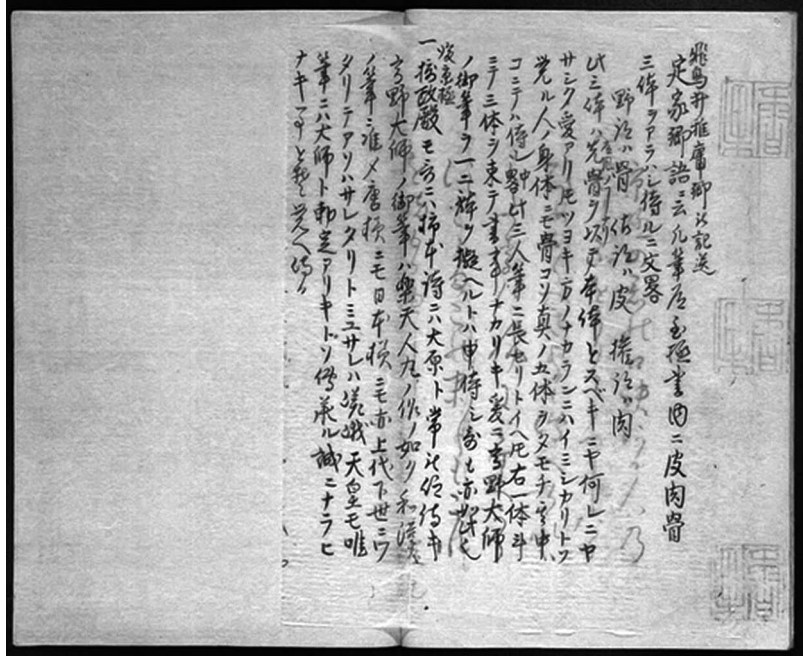
最後に、国文研本Aと国文研本Bの伝領経緯について考察を試みたい。二冊の伝領経緯は異なっていると考える。両国文研本は田藩文庫の入木道書に属するものであり、伝来については、屋代弘賢、岡本保考、橋本経亮、森尹祥に分かれるとされ、そのうち屋代は数多くはなく、田安家との間にはそれなりの距離があったとされる<sup>(43)</sup>。残る三名のうち、岡本・橋本は国文研本Aを伝えたことは明らかであり、森は国文研本Bを田安家へと伝えたと考ええる。森経由の奥書があるI系統の宮内庁本Aと、国文研本Bでは、校異による差異が少ないことから近い関係にあることが示される。

岡本は大師流、森は持明院流の其々中心人物であり、両流派は当時の書流において二大流派であった。田藩文庫は松平定国（一七五七—一八〇四）を介して形成されたものだが、定国と弟・松平定信が、持明院流から大師流へと傾倒していった<sup>(44)</sup>。状況のもと、蒐集されている。大師流と持明院流の勢力争いも背景として存在する<sup>(45)</sup>。大師流経由である国文研本Aと、持明院流経由である国文研本Bからは、当時の書流との関わりが見られる。そして為相の奥書が加えられたのも、この近辺ではなからうか。これに関しては、新資料の出現を俟ち改めて考えたい。

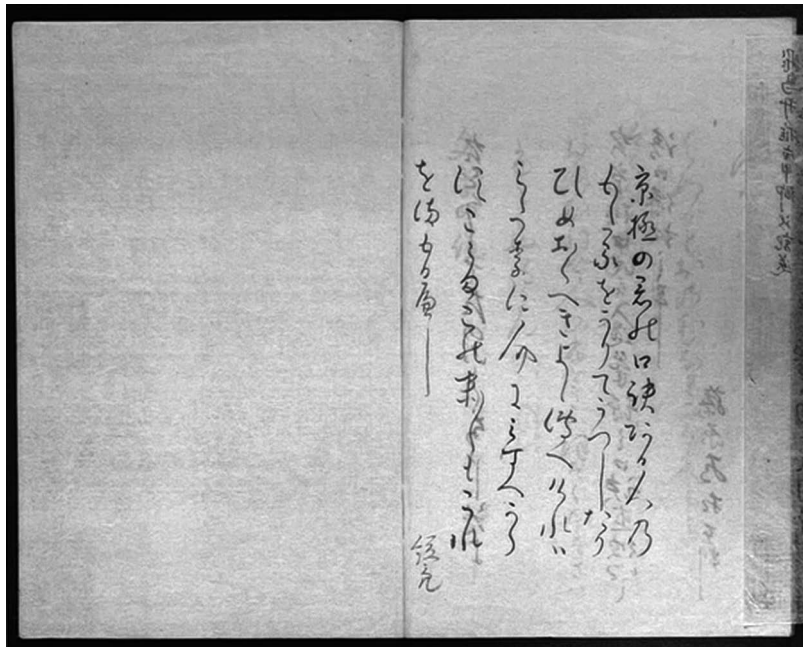
しかし、大師流経由である国文研Aも、伝領経緯をたどれば持明院流が出所とされる。国文研本Aには「是迄者持明院基敦朝臣書蔵也」と持明院基敦が所蔵していたとされる一文があり、他の伝本には見られない。橋本の慶應本にも記されていない。橋本はこれを記すことはしなかったが、岡本にはその旨を伝え、岡本は一文として加えたと推測する。一戸<sup>(46)</sup>によれば、橋本は寛政期に持明院家所蔵の資料を複数書写している。橋本は持明院家に伝わる伝本を基に、他の伝本と比較し注を入れた

ものを慶應本とし、岡本へ貸したと考える。橋本と岡本の接点が確認できるのは寛政後半から享和年間にかけてであり、時期的にも合致する。そして、国文研本Bと、国文研本A・慶應本等のII系統②が校本で共通点が多いのは、橋本が慶應本の基とした伝本が、国文研本Bと同じく持明院家に伝わるものであったことに由来する。橋本が持明院家という出所をあえて記さなかったのは、跋文に「ある人」から借りたものとして、「秘めおくべきよし伝えければ、みだりに人に見すべからず」と記した秘本としての性質ゆえである。橋本の資料蒐集に対する慎重な姿勢が窺える。

定国はこの対立する二派から『定家卿筆道』の伝本をそれぞれ入手しており、装訂から見ても両本は同時期の写本である。定国が『定家卿筆道』の入手を熱望していたことは、同じく田藩文庫所蔵の入木道書『定国朝臣基敦朝臣入木問答 持明院百十』が示している。定国の問いに持明院基敦（一七七六—一八〇七）が答えたものである。ここで定国は、「拝見」の文字を三度も使用するほど『定家卿筆道』の拝見を強く願っている。定国が入手を熱望していたこともあろうが、両本を同時に入手できたことは、『定家卿筆道』は秘本とされつつも既に広く知られた存在であり、ある範囲で本書の書写が行われていたことを示している。



【慶應本】  
貼られた末尾三行がない跋文



跋文の下にある橋本による奥書

図3 「岡本保考による跋文」の比較<sup>(47)</sup>

【国文研本A】 <https://doi.org/10.20730/200023343>  
 末尾三行がある跋文

飛鳥井原書野記送  
 史家野記云凡筆乃木骨内皮肉骨  
 三件ヲアラハシ侍ルニ文畧  
 野記ハ骨 依リハ皮 推シハ肉  
 此ニ依リハ先骨ヲ以テ骨侍トスベキニ何レニヤ  
 サレク愛アリ此ヲコキ方ノナカラシハイニシカリトフ  
 凡ル人ノ身体ニ骨ヲ真ノ五体ヲクモナモ中  
 コニテハ侍レ野記ハ長セリトイハ此右ニ依リ  
 ニテニ依リテ末ノ書奉ナカリキ愛ニ依リテ野大師  
 ノ御筆ヲ一ニ遊ヲ擬ヘルト申侍シカモ亦如ク  
 一 後政殿モ亦ハ稀ヲ侍ルニ大京ト常ニ侍侍キ  
 野大師ノ御筆ハ樂天人凡依ノ如ク和漢  
 ノ筆ニ唯ノ唐依ニ日本依ニモ亦上代下世ニ  
 タリテアラハサレタリトモユラシハ峽岷天皇ニ唯  
 筆ニハ大師ト勅宣アリキトフ借来ニ誠ニテラヒ  
 ナキニト我々ハ侍  
 先達史家ノ筆書侍後人ノ依リトシ侍ルニ依リ  
 凡ルヲホノラシク 謹文コシタルハハ執事ノ  
 右侍書ノ中ヨリ見ルニ野記ノ筆乃木骨内皮肉骨  
 保考

【宮内庁本B】 Mirador Viewer (u-tokyo.ac.jp)  
 橋本による奥書の次頁に書かれた跋文

飛鳥井原書野記送  
 史家野記云凡筆乃木骨内皮肉骨  
 三件ヲアラハシ侍ルニ文畧  
 野記ハ骨 依リハ皮 推シハ肉  
 此ニ依リハ先骨ヲ以テ骨侍トスベキニ何レニヤ  
 サレク愛アリ此ヲコキ方ノナカラシハイニシカリトフ  
 凡ル人ノ身体ニ骨ヲ真ノ五体ヲクモナモ中  
 コニテハ侍レ野記ハ長セリトイハ此右ニ依リ  
 ニテニ依リテ末ノ書奉ナカリキ愛ニ依リテ野大師  
 ノ御筆ヲ一ニ遊ヲ擬ヘルト申侍シカモ亦如ク  
 一 後政殿モ亦ハ稀ヲ侍ルニ大京ト常ニ侍侍キ  
 野大師ノ御筆ハ樂天人凡依ノ如ク和漢  
 ノ筆ニ唯ノ唐依ニ日本依ニモ亦上代下世ニ  
 タリテアラハサレタリトモユラシハ峽岷天皇ニ唯  
 筆ニハ大師ト勅宣アリキトフ借来ニ誠ニテラヒ  
 ナキニト我々ハ侍  
 糸極の君れ口缺らん乃  
 けふをうりてうつら  
 じめやうきよ侍らる  
 うまにふまふま  
 ころもこれ末くも  
 をほるる  
 経元







(三) Ⅲ系統

蓬左本 A

名古屋市蓬左文庫蔵 松花堂昭乗筆『筆道之書』(162—13)

〔江戸初期〕写 一軸

卷子。鳥の子紙巻出(縦三一・〇×全長四二四・七cm)。外題金切箔散題箋「筆道之書」。見返、鳥の子紙。本文料紙、蔓花文雲母摺。奥書・識語は巻尾に以下の記載あり。

右明静之筆諫は

為相卿真子口傳受作

たまふとや師説

写本ハ作者書付而

傳らす私記之

八幡山

松華堂

此一巻常にもなれ

不申寔に他人の嘲をも

不憚愚筆付畢

構成・校異は、Ⅲ系統他本と大凡同じであるものの、定家様で書かれた卷子本である。書写者が定家様の習得者であるためか、校本に見られる差異には、自身の見解を含ませている感がある。例えば「地蛇形折」など、当伝本のみに見られる言葉である。跋文には「写本ハ作者書付而傳らす私記之」とあることから、書き写したのではなく、見聞きした内容を書き付けたものかと思われる。これは、定家様の書法に理解があるコミュニティから生じた様子を表していると考えられる。つまりⅠ系統

成立時の早い段階において、派生したものではなからうか。

書写奥書の「八幡山松華堂」にある「八幡山」とは、石清水八幡を指していると考えられる。初代尾張名古屋藩主・徳川義直の生母、相応院お龜の方(一五七六一—一六四二)は石清水八幡宮社家の志水宗清の娘であり、義直が幼年時に政治的役割を担っていた。佐藤豊三氏<sup>48)</sup>は、寛永一六年正月から尾張徳川家・石清水八幡で事あるごとに、八幡一山の代表あるいは各寺院の使者が義直の許に向いている記事が『源敬様御代御記録』に見られると述べる。跋文では定家を法名「明静」とも称しており、懇意であった八幡一山の寺院に属する定家様習得者の僧によって書かれたものであると思われる。

その僧とは「松華堂」、つまり松花堂昭乗(一五八二—一六三九)であったと考える。昭乗は石清水八幡宮瀧本坊の社僧であり、茶道・書画などでも名を残す文化人であった。書道では松花堂流(瀧本流)の始祖とされ、寛永の三筆の一人とされる。当時の公家・儒学者など文化人とは広く交流を持ち、特に遠州とは親しい間柄であった。昭乗の兄・中沼左京の妻は藤堂嘉清の次女であることから、中沼の長女は藤堂高虎の養女となった後、遠州に嫁している。つまり、先述の東大本に関わる藤堂家や遠州と昭乗とは縁戚関係にある<sup>49)</sup>。さらに、佐藤<sup>50)</sup>は『竹腰家文書』における尾張徳川家家老・竹腰正信宛の遠州の書状から、「松花堂昭乗が尾張徳川家と遠州の間を強く結びつける役割を努めていた」と言及する。遠州由来の『定家卿筆道』が、尾張徳川家と懇意であった昭乗の手を経て尾張藩内に持ち込まれ、派生したものがⅢ系統となったと考えられる。表装は書写年代よりも新しく、虫食いの後に仕立て直された形跡が見られる。しかし、二種類の蔓花文雲母摺料紙九枚が交互に継がれた本文からは、近世初期の書写であることが窺える。加えて流暢な定家様で記されており、昭乗は定家様習得者でもあったことから、昭乗自筆による可能性は高い。

また、蔵書印は無いものの整理番号から、蓬左本Bと同じく名古屋城内の御側御文庫に所蔵され、蹴鞠や香道といった芸道の卷子本と共に納められていたものと考えられる。

#### 蓬左本B

名古屋市蓬左文庫蔵『定家卿筆道』（141—46）

〔江戸後期〕写 一冊

袋綴。紺色麻葉繋ぎ文様表紙（縦二二・五×横一五・七cm）。中央打付書「定家卿筆道」。内題なし。本文料紙、薄様。奥書・識語は巻尾に以下の記載あり。

右定家卿之筆諫之口訣ハ為相卿

直二彼卿の口傳をうけて作り給ふよし

師説也

近世末期の写しとされるが、外題は同時期に書写されたⅡ系統の伝本とは異なり『定家卿筆道』と記される。そしてⅢ系統の中では唯一挿図が記載されるが、原態に近いと思われるⅠ系統とも異なる箇所があり、慶應本等Ⅱ系統②には「異本」として記載されている。この挿図であるが、個人蔵本Aと同じく双鉤墳墨で記されている。本文は定家様で記されたことから、書写者は定家様習得者ではなく、馴染みのない書記法であった挿図を、双鉤墳墨を用いて忠実に書写しようとする姿勢が窺える。

そして、「蓬左文庫」「張府内庫図書」の蔵書印が捺されている。「張府内庫図書」の印面からは、蓬左文庫所蔵の蟠龍鈕銅印によることが判り、尾張徳川家の内庫、つまり御側御文庫のものであったことを示す<sup>51</sup>。よって、藩主の住居内である名古屋城内二の丸奥御文庫に所蔵されていたことから、定家様の受容を考える上でも興味深い伝本である。また、

整理番号からは、有職故実・書札・武芸等に関する書物と共に納められていたものと考えられる。加えて、茶道と古筆鑑定の書物との間に整理番号が位置することから、当時の茶の湯における定家様の受容から必要とされた書籍であったとも推測される。

#### 個人蔵本B

個人蔵『松花堂秘傳』

〔江戸後期〜近代初期〕写 一軸

卷子。青鈍地引両繋織文巻出（縦二三・〇×全長二三八・〇cm）。外題金色題箋は空欄。見返、金銀切箔散。本文料紙、鳥蝶文雲母摺。奥書は巻尾に「惺々翁」と記載あり。箱書蓋表「松花堂秘傳」。

松花堂昭乗の号「惺々翁」の本奥書があり、箱書も「松花堂秘傳」とする。本奥書は墨色や擦れの状態から、本文に続けて書かれた同筆と判断できるが、本文料紙や文字、装訂から、近世後期以降のものと考えられる。つまり、昭乗の奥書を有する写本から転写されたものであると考える。それは蓬左本Aの流れを汲むものからの転写であると思われる、料紙の用い方も非常に似ている。

ただし、当伝本では松花堂ではなく惺々翁と記されている。そして冷泉為相の奥書がない。これは、蓬左本Aに類する伝本からの写本であったものの、巻尾に記される奥書・識語が除かれていたことに起因すると思われる。

#### Ⅲ系統における考察

構成と校異の検討により、Ⅰ系統・Ⅱ系統と比較し異なる点が多い。特に校異における違いが大きい。例えば本文における「巻末付加項目」での加筆が多く、Ⅱ系統とは項目の配列も異なっている。「巻末付加項目」にある「つゝくる所」は、「打立」と「とまりは」の間に入る構成となる。「文字の位」については、項目をたてず本文最後に、ある人が定家から

聞いたこととして記される。Ⅱ・Ⅲ系統共に「巻末付加項目」や為相の偽奥書があることと、蓬左本Bの挿図がⅡ系統②に属する伝本に異本として記されることから、Ⅱ系統との関係は考えられるが、両系統の関係性については、新資料の出現を待ち改めて考えたい。現段階では、Ⅲ系統は原態に近い伝本からは早い段階で分岐し、独自の展開をした系統であると捉える。加えて、このように大きな差異がある伝本が存在するということは、多数の派生形の写本が存在した可能性も示している。

また、定家を表す呼称が他系統とは異なる「京極黄門」で序文が始まるという特徴を持つ。この呼称について川平<sup>(22)</sup>は、定家を実際に記した期間は決して長くなく、この官職に就いていたのはわずか一年足らずであったと指摘する。その上で「巨匠定家の代名詞的な官職表示」として、「介在しているのは、定家その人の実体ではなく、尊崇の念をもって築き上げられた、幻想(定家幻想)とともにある定家像である」と捉える。呼称から、定家ひいては定家様とはどのような存在であったのかを知り得る資料でもある。

そして、Ⅲ系統は尾張徳川家との関係が深い松花堂昭乗を中心として形成されたことが窺える。蓬左本Aと個人蔵本Bには松花堂昭乗の号が記され、蓬左本Aと蓬左本Bは名古屋城内に所蔵されていた。一連の伝本のうち、松花堂昭乗の奥書が記された伝本のみ挿図が無いことも特徴として挙げられる。

## おわりに

以上の伝本調査からは、『定家卿筆道』享受の様相の背景を垣間見ることが出来る。これを結語とし、今後の課題へと繋げたい。

まず『定家卿筆道』は、冷泉為相の偽奥書を含め、定家の時代に遡ることはできない。また、小堀遠州より遡る伝本も見当たらないのである。主にⅠ・Ⅲ系統に共通しているのが、遠州を中心とした茶の湯をとりま

く人物関係である。なかでも、遠州と縁戚関係でもある松花堂昭乗と藤堂家の名がある。このような茶の湯を介した文化人コミュニティで『定家卿筆道』が生じた可能性が高い。当時の茶の湯では定家の掛物が尊重されるばかりでなく、定家様にまで関心がもたれるようになり、定家様の名手とされたのが遠州であった。遠州を中心とした親しい人物間で、定家様の具体的な書法を書きとめたマニュアル本であったものが、定家様の流行と共に、いつしか秘伝とされながら広がっていったと考えられる。しかし『定家卿筆道』は、本来は定家様の理解がある近しい人々の間で享受されるテキストであったために、特定のコミュニティから外へ出され広まっていくことで、後に様々な誤解を生ずることとなる。また、遠州を祖とする遠州流茶道は定家様を重んじており、伝領経緯に遠州に私淑した近世後期の松平不昧の名が見え、定家様の広がりが見え、近世では益田鈍翁の名も伝領経緯に見えるなど、定家様と茶道との関係については検証すべき事項であるが、これについては別稿に譲りたい。

そして、調査した伝本の書写年代は、一五点のうち四点のみが近世初期であり、残り一点は近世後期のものである。これには近世後期の和学者間で、様々な本の書写が頻繁に行われていた事が関係する。この時期に見られる有職故実への関心の高まりと関連資料の調査・研究の流行に伴い、和学者へと伝えられていったものと考えられる。それが明確にわかるのが、Ⅱ系統②である。伝本成立期には、定家様を書くための手本としての役割を併せ持っていたが、この段階で書論としての役割のみへと変化することで、結果的に『定家卿筆道』が不可解な入木道書と変化するに至ったと考える。特にこの段階の伝本が『続群書類従』に所収されたことで、『定家卿筆道』の本来の姿が現代に伝わりづらくなってしまった要因となる。

そして、近世後期の急激な写本の広まりは、大師流隆盛に伴い持明院

流との対立と同時期である。伝本の出所と拡大はここを背景とする。持明院流が所持しており、貸し出されたものが、結果的には大師流側によって『定家卿筆諫口訣』の名で広められたと思われる。更には、いかにも為相が定家から聞いたこととして仕立てられていったのも、この近辺ではなからうか。

これらのことは、書物の形態の変化にも見て取れる。原態に近い東博本は折本であり、手許に置いて使用するという実用性も感じられる。後に定家様筆法の貴重書として扱われると卷子本となり、書論として資料的価値が求められると冊子本の形態となった。このように一つの書物が享受者によって様々に形を変えていった様子も窺える。

以上のように、『定家卿筆道』一連の伝本は、茶の湯・和学といった分野で伝播しており、「書」が日本文化のなかで複雑に絡み合っているものの一つであると言える。定家様の具体的な書法が書かれている入木道書でありながら、書道以外の分野を経由し流布していった。この経緯からは、定家様は一般的な流派書道とは異なった立場で近世の人々に享受されており、様々な視点から「書」を考察していくことの重要性が問われる一例であろう。

今回の調査では、主たる伝本一五点の調査にとどまるが、調査が叶わなかった伝本も数点存在する。秘本とされながらも、様々な経由をもって書写が繰り返し行われていることが想像され、残された伝本の追跡調査はもちろんのこと、実見が叶わなかった伝本調査も継続したい。そして、より多くの伝本を確認し、諸本の関連を把握することが、近世における定家様受容の解明にもつながると考える。



校本『定家卿筆道』

凡例

一、取り上げる伝本は以下の通りである。校本で用いる略称は、各伝本の下に〈 〉内で示した。

- ① 東京国立博物館蔵小堀遠州筆『定家卿筆道之写』(B-1263) 〈博〉
- 【東博本】
- ② 益田孝蔵『宗甫公筆道之一軸』【益田本】 〈益〉
- ③ 小松茂美蔵『定家卿筆道』卷子一卷【小松本】 〈小〉
- ④ 個人蔵『宗甫公筆道之一軸』【個人蔵本A】 〈個A〉
- ⑤ 宮内庁書陵部蔵『定家卿筆道』(458・1)【宮内庁本A】 〈宮A〉
- ⑥ 東京大学史料編纂所蔵『定家卿筆道』(溝口家史料16)【東大本】 〈東〉
- ⑦ 京都市歴史彩館蔵『定家卿筆諫口訣』(特832 2)【歴史館本】 〈歴〉
- ⑧ 国文学研究資料館蔵本『定家卿筆諫口訣』(15-773-1) 〈国B〉
- 【国文研本B】
- ⑨ 慶應義塾大学蔵『定家卿筆諫口訣』(入25 460)【慶應本】 〈慶〉
- ⑩ 国文学研究資料館蔵『定家卿筆諫口訣』(15-773-2) 〈国A〉
- 【国文研本A】
- ⑪ 宮内庁書陵部蔵『定家卿筆諫口訣』(453・2)【宮内庁本B】 〈宮B〉
- ⑫ ノートルダム清心女子大学蔵『定家卿筆道口訣』(黒1F5) 〈清〉
- 【清心大本】
- ⑬ 名古屋市蓬左文庫蔵『筆道之書』(162-13)【蓬左本A】 〈蓬A〉

⑭ 名古屋市蓬左文庫蔵『定家卿筆道』(141-46)【蓬左本B】 〈蓬B〉

⑮ 個人蔵『松花堂秘傳』【個人蔵本B】 〈個B〉

一、底本は、東京国立博物館蔵本(B-1263)【東博本】とする<sup>53)</sup>。  
一、本文末尾に異文(付加部分)がある伝本があり、校本末尾に異文として記した。底本の東博本には記載が無いため、国文研本Aを底本として記載した。蓬左本A・蓬左本B・個人蔵本Bの三本に見られる異文は、蓬左本Aの記載によった<sup>54)</sup>。  
一、上段に東博本(東博本にない本文末尾の異文は国文研本A)を記し、下段に諸本の校異を記した。  
一、改行は底本のままとした。

校本

定家卿のいはくわか筆道は一なり

嵯峨天皇 弘法大師 道風 佐理 行成

二聖三賢のあとをもしたはす

法性寺関白 後京極摂政

両公四輩の風をもねかはすた、法而

文昌 保時 時文 文時

任運の道にして柳はみとり花は

くれなる風雲流水のすかたをのつ

から不可説之道なればわか師にあらす

といふ事なくわか手ならひにもれたる

物なししはらく其字相をいは、いはけ

なき嬰兒のはしめて書いたしたる

定家卿―京極黄門〈蓬A・蓬B・個B〉

嵯峨天皇―嵯峨〈国A・国B・宮B・慶・清・歴〉

ナシ〈蓬A・蓬B・個B〉

弘法大師―弘法〈国A・国B・宮B・慶・清・歴〉

ナシ〈蓬A・蓬B・個B〉

法性寺関白―法性寺殿〈国A・国B・宮B・慶・歴〉

法性寺入〈東〉

ナシ〈清・蓬A・蓬B・個B〉

後京極摂政―後京極殿〈国A・国B・宮B・慶・歴〉

ナシ〈清・蓬A・蓬B・個B〉

文昌 保時 時文 文時―ナシ〈蓬A・蓬B・個B〉

の道―ナシ〈国A・宮B・慶〉、筆道〈国B〉

の筆道〈蓬A・蓬B・個B〉

なく―なし〈国A・国B・宮B・慶・清〉

にも―し〈国A・宮B・慶・清〉

もれたる―もるる〈蓬A・蓬B・個B〉

しはらく―しはた〈国A・宮B・慶・清〉

若はた〈国B〉

若〈蓬B・個B〉

ナシ〈蓬A〉

はしめて―初而〈蓬A〉

字形のさらに未證已證の分別も

なく難解易入の修行をもちからす

た、なにとなくうちむすて己か心に

まかせてあらはしたる所の字相則

本有性恵の文字の躰なりと

うらやむこゝろをたねとして本分  
至妙の道をわきまふるなるへし

よこしまなからむ事を思へといふ

事あに詩譚のみならむや

凡本家にしるし侍所の大綱の品を

もちて此卿の道に入門をたゝくに

字形―字勢〈蓬B・個B〉

字相〈蓬A〉

さらに―ナシ〈国A・国B・宮B・慶

易―難〈蓬B・個B〉

易入の―なむ入〈蓬A〉

からす―とけす〈蓬A・蓬B・個B〉

むすて

―むきて〈益・個A・歴・国A・宮B・慶・清・蓬A・蓬B・

―きて〈小〉

己か―己の〈小〉

心に―心の〈蓬A・蓬B・個B〉

まかせてあらはしたる所の字相

―ままに字形をあらはしたる所〈蓬A・蓬B・個B〉

なり―そ〈蓬B・個B〉、なそ〈蓬A〉

こころ―人〈国A・国B・宮B・慶・清〉

妙―紗〈国A・宮B・慶・清〉

道―筆道〈蓬A・蓬B・個B〉

を―をは〈国B・蓬A・蓬B・個B〉

事―と〈蓬A〉

思へといふ事―おもふ〈蓬A・蓬B・個B〉

あに―ある〈小〉

ならむや―ならむ申みちは何やし此哉〈蓬A〉

凡本家にしるし侍所―道はあやしひかれ

しはらく本家に記する所〈蓬B・個B〉

しはらく本家に記する所〈蓬A〉

もちて―もて〈歴・国A・国B・宮B・慶・清・蓬A〉

いはゆる三あり筆の取様  
筆つかひかみあたり是也

筆取様

いかにも豎にとりてあらかさまにもよこ

たふる事なかれ指をとりかためて  
つよくとるはうるはしからす

筆つかひ

うつはものに水を入れて指をもちて

水上に文字をかくにその水のうこか  
さるやうにあつかふへし

初学にはしつかなるをよしとす

かみあたり

は、かる事なくすて、ひろひをしつ

くることくにしてかるくひつとるやうに

あたるへし不緩不急平等を  
むねとして中庸を守る事先達

此卿の道に入門―此道はいる門〈蓬B・個B〉

此卿の道にはいる門〈蓬A〉

三あり―三のしな〈蓬A・蓬B・個B〉

あらかさま―あからさま

〈国A・国B・宮A・宮B・慶・東・清・蓬A・蓬B・個B〉

指を…うるはしからす―ナシ〈蓬A・蓬B・個B〉

もの―ナシ〈蓬A〉

もちて―もて〈歴・国A・国B・宮B・慶・清・蓬A・蓬B・個B〉

水上―水の上〈蓬A・蓬B〉

やうにあつかふ―ことくにつかふ〈蓬B・個B〉

ことくにあつかふ〈蓬A〉

には―にては〈蓬A〉

なく―なり〈国A・国B・宮B・慶・清〉

すて、―すて〈蓬A〉

ひつとるやうにあたるへし―ナシ〈国A・宮B・慶・清・歴〉

緩―浮〈国A・国B・宮B・慶・清・歴〉

守る―先とする〈蓬A・蓬B・個B〉

先達―能書〈蓬A・蓬B・個B〉



のいましめにことなることなし

此三道の最上の大事也

た、初学はいくたひも肉の落さるやうにやはらかにあたるへしとそ

格は能書の道にうらおもてとかや

結所

筆をはねすゆるめす毛さきを  
つけてまはすへし初門のむすひは  
いたくまれなり

挽所

急にひきすつるやうにもあらず  
序にゆらくとなたらかに引くたし

いましめ：ことなし

―傳記のことし〈蓬A・蓬B・個B〉

三―三ツ〈国A・国B・宮B・慶・清・歴〉

此三道：大事也

―凡此三至極なりとそ故実のをちく〈蓬A・蓬B・個B〉

〔「結所」の前に記載される〕

た、：うらおもてとかや

―ナシ〈蓬A・蓬B〉

初学はやはらかなるをよしとす文字のにくのおちさるやうにつかふなり〈個B〉

格は：とかや

―ナシ〈国A・国B・宮B・慶・清・歴〉

毛さきを―さきを〈蓬A・蓬B・個B〉

初門―初心〈国A・国B・宮B・慶・清〉

「まはすへし」と「初門」の間に記載あり

―筆の納はこゝろを残してはぬるやうにをくる也上下はこゝろに

まかすへし〈蓬A・蓬B・個B〉

〔「結所」と「筆を」の間に補注として記載あり

―一本如此アリ

筆の納はこゝろを残してはぬるやうに送る也。上下は心にまか

すへし。〈国A・宮B・慶・清〉

すつる―すくる〈蓬A・蓬B〉

序に―ナシ〈蓬A・蓬B・個B〉

ゆらゆら―ゆるゆる〈蓬A・蓬B・個B〉

引くたしたる―引くたくたる〈国A・宮B・慶・清・歴〉

たるていにもあらずいかにもしりく〜と

わなゝきて引かねたるやうに挽て

ひきつむることくにしてひつとて

はぬるやうにおさむる也

点を打

筆のさきをまき腰をうちつくる

やうにして又毛さきにてひつとり

てはぬる也

折所

ためおりと急の地形折との

二なるへし

打立

九品の中にては中筆にうちたて

末を押と同中のふときと上下の

まきうちたてなるへし

とまりは

はぬるとおさむると二なるへし

書国師生道延久

長鳥馬身我作先

しりく〜と〜しるく〜と 〈蓬A〉

わなゝきて〜になきて 〈国A・宮B・慶・清〉

ひつとて〜ひつとりて 〈国A・宮B・慶・清・歴〉

ひきとつて 〈蓬A・蓬B・個B〉

又〜ナシ 〈蓬B〉

毛さきにて〜けさきにてあまして 〈蓬A・蓬B・個B〉

ひつとりて〜ひきとりて 〈蓬A〉

「はぬる也」後に記載あり

―魚鱗をこのむ也 〈蓬A・蓬B・個B〉

ためおり〜たみおり 〈蓬A〉

地形―地形 〈国A・国B・宮B・慶・清〉

地地形 〈蓬A〉

との―と 〈蓬A・蓬B・個B〉

うちたて〜うちたてて 〈蓬A・蓬B・個B〉

同〜ナシ 〈蓬A・蓬B・個B〉

なるへし〜にひつとりはねをこのむなるへし 〈蓬B・個B〉

にひきとりはねをこのむなるへし 〈蓬A〉

とまりは〜とまり 〈蓬B・個B〉

二―二つ 〈蓬A〉

「書国師生…百千萬億」全文

―ナシ 〈東・歴・国A・国B・慶・宮B・清・蓬A・蓬B・個B〉

いろはにほへとちりぬるをわか  
よたれそつね(な脱)らむうゐのおく  
やまけふこえてあさきゆめみし  
ゑひもせす

伊路半仁保辺登遲里怒留越和賀  
夜堂連楚川祢那羅無有井乃於具  
屋満気布古衣傳阿左幾遊免見新  
衛飛裳勢須

一二三四五六七八九十百千萬億

### 卷末付加部分

つゝくる所

おほむね世人のふときはほそく、ほそきは  
ふとくや侍らん

文字の位

右をくして左のことくならしめよ

全文―ナシ

〈博・益・小・個A・宮A・東・国B〉

文字の位：ならしめよ

―或人文字の位といふ事を此卿に尋ね侍りしに右をして左の  
ことくならしめよと答たまふとなむ

今案に右の不及所とは自然の筆跡を称美するなるへし

〈蓬A・蓬B・個B〉

注

- (1) 五島美術館『特別展「定家様」(五島美術館、一九八七年)四・五頁。本図録によれば、「定家様」という言葉を最初に使ったのは、江戸時代後期の国学者山岡浚昭の『類聚名物考』であり、「定家様」と「定家流」は同義であった。ただし、本図録ではこの書風の系譜を遠州流・冷泉流・不味流をも一括して、広義の「定家様」と称している。
- (2) 名児耶明「藤原定家の書風について」「定家色紙の受容」「定家流を築いた人々」『特別展「定家様」(五島美術館、一九八七年)』では、定家様の特徴や年代による差、近世における受容、竹内順一「茶の湯と定家様」「近代における「定家様」(同右)』では、近世・近代での受容がそれぞれ明示された。近年では、「公開シンポジウム 定家様と擬定家―擬定家本私家集の出現をめぐって」『京都産業大学日本文化研究所紀要』第一四号(京都産業大学日本文化研究所、二〇〇九年二月)では擬定家本について、家人博徳『中世書写論―俊成・定家の書写と社会―(勉誠出版、二〇一〇年)』では定家右筆による書写の存在について述べられている。
- (3) 『国書総目録』において、『定家筆道』『定家卿筆道』『定家卿筆諫口訣』『定家卿書』『定家卿筆道之書』などと立項されているが、内容は概ね同じものである。最も早い時期の写本である東京国立博物館本に付された書名『定家筆道』に、伝書としては「卿」を入れた方が適当であると考へ、『定家卿筆道』を統一書名とする。
- (4) 本稿末尾に校本を付した。併せてご参照頂きたい。
- (5) 五島美術館『特別展「定家様」(五島美術館、一九八七年)一三三頁
- (6) 春名好重「定家卿筆諫口訣」『群書解題第二〇巻(雑部第三)』(続群書類従完成会、一九六一年)、同「藤原定家」『墨美一二九藤原定家』(墨美社、一九六三年七月)
- (7) 小松茂美「定家の尊重と定家様」『日本書流全史(上)』(講談社、一九七〇年)
- (8) 宮崎肇「東京国立博物館『定家筆道』の紹介」『明月記研究』一二号(明月記研究会、二〇一〇年一月)
- (9) 春名好重「藤原定家」『墨美一二九藤原定家』(墨美社、一九六三年七月)二九頁

- (10) 小松茂美「定家の尊重と定家様」『日本書流全史(上)』(講談社、一九七〇年)において、以下のように分類が行われている。
- I 系統本
1. 『定家卿筆道』小堀遠州筆 一卷 著者蔵
  2. 『定家筆道』小堀遠州筆 一冊 東京国立博物館蔵
  3. 『定家卿乃いはくわか筆道は云々』一軸 三条実春氏蔵
  4. 『定家筆道』(片玉集抄のうち) 一冊 無窮会神宮文庫蔵
  5. 『定家卿筆道』(片玉集卷五十のうち) 冷泉為綱書写奥書 一冊 宮内庁書陵部蔵
  6. 『定家卿筆道之書』一冊 江戸初期写 蓬左文庫蔵
  7. 『定家卿書式』一冊 京都大学図書館蔵
  8. 『定家卿書法』(健斎筆録・卷一) 一冊 東京大学史料編纂所蔵
- II 系統本
1. 『定家卿筆諫口訣』一冊 尊経閣文庫蔵
  2. 『定家卿筆諫口訣』一冊 京都府立図書館蔵
  3. 『定家卿筆諫口訣』一冊 蓬左文庫蔵
  4. 『定家卿筆諫口訣』一冊 清心女子大学図書館蔵
  5. 『明静筆諫口訣』一冊 天明元年写 神宮文庫蔵
  6. 『京極中納言入道筆諫之口訣』一冊 安永六年写 東北大学図書館蔵
- このうち、I 系統3・4、II 系統1・5・6の五点は稿者未見。加えて、本稿で述べた東京芸術大学美術館所蔵『定家流筆道伝書』についても未見。また、I 系統7. 京都大学図書館蔵『定家卿書式』は、内容を確認したところ一連の伝本とは無関係であった。
- (11) 注八掲出論文、二〇四頁
- (12) 松平家編輯部『松平不味傳』(慶文堂書店、一九一八年)一〇八一―一三三頁
- (13) 注七掲出論文、六〇三・六〇四頁
- (14) 新型コロナウイルス感染拡大によって原本閲覧が制限されており、閲覧可能なものは実見したが、一部叶わなかったものについては、所蔵機関作成のデータを参照した。
- (15) 平仮名の中に一部変体仮名が含まれているが、ここでは平仮名と称す。



- (16) 小松茂美「定家の尊重と定家様」『日本書流全史(上)』(講談社、一九七〇年)六〇二頁に「書岡師生道延久……」(定家卿の字形を臨摸する)以下」と記されており、この後に続くいろいろは歌等の記載を指しているものと考えられる。
- (17) 注八掲出論文
- (18) 益田孝・高橋義雄編『遠州蔵帳図鑑・下篇』(宝雲舎、一〇三八年)五〇九―五一二頁
- (19) 注七掲出論文
- (20) 注七掲出論文、六〇一頁
- (21) 名児耶明「定家流を築いた人々」『特別展「定家様」』(五島美術館、一九八七年)一四六頁
- (22) 深谷信子「小堀遠州の職務と茶の淵源―揺籃期」『野村美術館研究紀要』第二六号(野村美術館、二〇一七年三月)一四頁
- (23) 『松屋会記』に、高虎は寛永三年九月二日、嘉長は同一七年二月七日に客としての記載がある。
- (24) 冷泉為相の偽奥書については、後のⅡ系統で述べる。
- (25) 益田本は、益田孝・高橋義雄編『遠州蔵帳図鑑・下篇』に翻刻され、いろは歌の平仮名「な」が記載されている。しかし、益田本の精密な転写本(双鉤填墨)である個人蔵本Aは平仮名「な」の記載がないことから、実物は未確認であるものの、益田本もおそらく記載はないものと推測される。
- (26) 海野圭介「慶長前後における書物の書写と学問」鈴木健一編『形成される教養―十七世紀日本の〈知〉』(勉誠出版、二〇一五年)二二九―二三三頁
- (27) 笠嶋忠幸「烏丸光廣の書にみる古典受容の一形態―「書き分け」の行為について」『出光美術館研究紀要』第五号(出光美術館、一九九九年九月)七二―七三頁
- (28) 一戸渉監修・慶應義塾図書館編『第三三回慶應義塾図書館貴重書展示会 蒐められた古―江戸の日本学―』(慶應義塾図書館、二〇二一年)に詳しい。
- (29) 川平ひとし「土肥経平『鶴の本鷲の本の本弁疑』について―定家仮託書論偽の系譜の一切片―」『中世和歌テキスト論―定家へのまなざし』(笠間書院、二〇〇八年)三八―一頁
- (30) 一戸渉「近世入木道書の生成と伝播―センチユリー文化財団蔵『松平定信旧蔵入木道書一式』『弘法大師書流系図』とその周辺」『斯道文庫論集』四九号(慶應義塾大学大学付属研究所斯道文庫、二〇一四年二月)補注二六
- (31) 鈴木淳「田藩文庫考」『田藩文庫目録と研究』(青裳堂書店、二〇〇六)四五―四六〇頁
- (32) ジャパンナレッジ『国史大辞典』(二〇二二年一月一日確認)
- (33) 注三〇掲出論文、二五七―二六二頁
- (34) 注二八に同じ
- (35) 川平ひとし「藤原定家の偽書群の成立とその意義」『和歌文学講座第七卷 中世の和歌』(勉誠社、一九九四年)二八二頁
- (36) 注七掲出論文、六〇三頁
- (37) ノートルダム清心女子大学附属図書館編『ノートルダム清心女子大学附属図書館特殊文庫 黒川文庫・正宗敦夫文庫』(ノートルダム清心女子大学附属図書館、二〇一一年)二頁
- (38) 清心大本のみ『定家卿筆道口訣』となっており、「諫」が「道」となる。
- (39) 熊倉功夫「秘伝の思想」『大系 仏教と日本人7―芸能と鎮魂』(春秋社、一九八八年)二六三頁
- 「口伝」からの連想としては「口授」「口訣」「口義」などもよく秘伝書にみえる語として浮かぶ。これらの語の出典を、すべて中国の文献に求めることも、仏教によって説明することも不可能で、やはり日本の芸道の歴史のなかで創造普及した言葉といわざるを得ない。
- (40) 注三五掲出論文、二八五―二八九頁
- (41) 一戸渉「一戸渉『近世入木道書の生成と伝播 センチュリー文化財団蔵『松平定信旧蔵入木道書一式』』『弘法大師書流系図』とその周辺」『斯道文庫論集』四九号(慶應義塾大学大学付属研究所斯道文庫、二〇一五年二月)、一戸渉監修・慶應義塾図書館編『第三三回慶應義塾図書館貴重書展示会 蒐められた古―江戸の日本学―』(慶應義塾図書館、二〇二一年)等。
- (42) 注二九掲出論文、三七九―三八一頁
- (43) 注三二掲出論文、四五七―四五九頁

- (44) 一戸渉「書道大師流と近世朝廷」『文化史のなかの光格天皇―朝儀復興を支えた文芸ネットワーク』(勉誠出版、二〇一八年) 二六三頁
- (45) 大師流と持明院流の関係については、注四四掲出論文に詳しい。
- (46) 注二八掲出論文、三九頁
- (47) 図版掲載にあたり、慶應義塾大学図書館、宮内庁書陵部、ノートルダム清心女子大学附属図書館より掲載許可を頂いた。
- (48) 佐藤豊三「徳川義直と寛永の文化人」『金鏡叢書』第二七輯(徳川黎明会、二〇〇〇年三月) 二二三・二三四頁
- (49) 川畑薫「松花堂昭乗―男山に生きた僧―」八幡市立松花堂庭園・美術館『市制施行四〇周年記念・開館一五周年 特別展 松花堂昭乗、書画のたのしみ―麗しき筆のあと、愛らしき布袋―』(八幡市立松花堂庭園・美術館、二〇一七年)
- (50) 注四八掲出論文、一九七―二三四頁
- (51) 名古屋蓬左文庫編『蓬左文庫―歴史と蔵書―』(名古屋蓬左文庫、二〇一八年) 四一頁
- (52) 川平ひとし「署名する定家、装われるテキスト―仮託書論の一視角―『中世和歌テキスト論―定家へのまなざし』(笠間書院、二〇〇八年) 三二九・三三〇頁
- 周知のように、中納言にまで昇った定家は「京極中納言」と号されるほか、諸書の中で「京極黄門」「入道中納言」「京極中納言入道」「京極入道中納言」「中納言」「前中納言」などと呼ばれる。しかし、定家が実際に「権中納言」と記しえた期間は決して長くない。(中略)定家が「権中納言」であった期間は一年足らず、正確には十一箇月に満たない。(中略)「前中納言」の表示が定家段階の当該時期における署名に備わっていたアクチュアリティをもちや喪失して、巨匠定家の代名詞的な官職表示となつていくことである。「前中納言」に介在しているのは、定家その人の実体ではなく、尊崇の念をもって築き上げられた、幻想(定家幻想)とともにある定家像である。
- (53) 東博本の翻刻にあたり、宮崎肇「東京国立博物館『定家筆道』の紹介」『明月記研究』一二二号(明月記研究会、二〇一〇年一月)を参照した。ただし、以下四点に関しては変更する。「結所」における「ゆるめすもさきを」は「ゆるめすもさきを」とする。校本により他写本は「も

## 付記

でなく「毛」としており、内容上からも妥当かと思われる。「挽所」における「ゆるく」は「ゆらく」とする。東京国立博物館 ColBaseにて画像を拡大した結果と、校本による判断である。また、「挽所」・「点を打」にある二か所の「はねる」は「はぬる」とする。これも画像と校本による判断となる。

(54) 蓬左本Aと、蓬左本B・個人蔵本B間では、校異において以下の通り差異があり、煩雑になるため注に記す。

蓬左本A「答たまふ」―蓬左本B・個人蔵本B「答たまふとなむ」

「今案に右」

「筆跡を」

「筆跡の侍るを」

本稿執筆にあたり、貴重な資料の閲覧・図版掲載・画像複製をご快諾頂きました所蔵機関各位に心より御礼申し上げます。

二〇二二年九月三〇日 受付  
二〇二二年十二月七日 採択決定